

2021年10月21日

各位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
(コード：8303 東証第一部)

SBI 地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する 公開買付けに関する意見表明（反対、但し賛同のための条件を提示）のお知らせ

1. 当行は、SBI 地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付け（「本公開買付け」）について反対の意見を表明します。

但し、2021年11月19日までに、以下の条件（「賛同要件」）が満たされた場合は、当行は賛同の意見の表明をする所存です。

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない公開買付け（「第2回公開買付け」）を2022年6月8日（又は、SBIHDらとの協議の上、2022年6月8日以降の日で当行が指定する日）までに開始すること）
- ② 本公開買付け価格（第2回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付け価格を含む。）を、当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源的価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

なお、上記の賛同要件を充足させることは当行の一般株主の皆様にとって利益となることから、当行は本日以降、SBIHDらに対して当行から協議の申し入れを行う予定です。SBIHDらとの協議の結果、当行取締役会が合理的と認める場合、当行取締役会は賛同要件とは異なる条件で賛同の意見を表明する場合があります。その場合は別途公表いたします。

当行による上記の意見表明、及び本プランに基づく対抗措置の運用方針等に係る取締役会決議（下記4. に記載の本プラン上の株主意思確認総会を開催することを含みます。）に当たっては、独立社外取締役協議会から、適当である旨の勧告・意見を受けており、当該勧告・意見を最大限尊重しております。

なお、当行が期限として設定した2021年11月19日は、本プラン上の株主意思確認総会の開催日の3営業日前の日に当たります。また、賛同要件①が、本公開買付けではなく、将来の公開買付けに関する事項を条件としていること背景につきましては、下記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「①意見の根拠」

をご参照ください。

2. 当行が、現在の条件下での本公開買付けに反対する主な理由は以下のとおりです。

- ① 本公開買付けは実質的な支配権の取得を企図していながら買付数に上限のある部分買付けであり、残存株主に不利益が生じるおそれがあること
- ② 本公開買付価格は、プレミアムを加重平均した場合には低水準であり、また当行の本源的価値を反映した価格と考えられないこと

上記②については、当行の試算では、SBIHD らの最大買付数（所有割合：約 27.68%）に対する約 37.65%のプレミアムは、SBIHD ら以外の当行株主にとっての本公開買付価格に対する実質的なプレミアム（注）に換算すると約 13%に留まることとなります。

（注）実質的なプレミアムは、本公開買付価格 2,000 円に対するプレミアム（2021 年 9 月 8 日の終値を基準日とした比較では 37.65%）に、SBIHD らの買付予定数の上限である所有割合 27.68%を乗じた数を、SBIHD らを除く当行の株主の当行株式の所有割合 79.68%で除して算出しております。

3. 当行の企業価値の向上の観点からの SBIHD らへの要望事項

当行は、上記の反対の理由を踏まえて、SBIHD らに対して、以下の各事項を遵守することを公表いただくことを求めることといたします（これらの各事項は、賛同要件を構成するものではなく、当行からの要望事項に留まることにご留意ください。）。下記の 2 つの要望事項の詳細につきましては、下記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「①意見の根拠」をご参照ください。

- (ア) 当行の顧客と従業員ひとりひとりが、当行グループの価値の源泉であることから、独立した上場会社としての当行グループの価値観、顧客との関係及び従業員の立場を最大限尊重すること
- (イ) 本公開買付けの結果次第によっては、実質的な親子上場となり、利益相反のリスクが払拭しきれないことから、SBIHD ら以外の一般株主の利益を尊重すること

4. 当行は、本日開催の当行取締役会において、独立社外取締役協議会からの勧告を最大限尊重した上で、取締役全員の一致により、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）を開催することについても決議しております。但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の 3 営業日前（2021 年 11 月 19 日）までに充足される場合、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこ

と、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。本プランに基づく対抗措置の発動が行われないこととなった場合、株主の皆様のご意思は本公開買付けへの応募の有無によって表されることとなります。

なお、上記1.と同様、SBIHDらとの協議の結果、当行取締役会が合理的と認める場合、当行取締役会は賛同要件とは異なる条件であっても株主意思確認総会の開催を中止する場合があります。その場合は別途公表いたします。

5. 当行は、当行単独での企業価値向上のための経営戦略と並行して、現中期経営戦略でかかげる「価値共創」戦略の一環として、本公開買付けの公表以前より中長期的な企業価値最大化に資するパートナー候補らとの資本・業務提携につき繰り返し協議を重ねつつ、最適な提携先、提携方法を模索してきております。当行としては、公開買付者により、当行の本源的価値を反映していない本公開買付け価格での本公開買付けが開始されている状況に鑑み、当行の企業価値最大化を実現することを目的として、株主意思確認総会までの間はもちろん、本公開買付けが成立しなかった場合でも、当行単独での企業価値最大化の取り組みと並行して、パートナー候補先との協議を行い、企業価値最大化に資する最適な資本・業務提携先の選定に取り組む予定です。

(用語の定義については本文をご参照ください。)

当行は、SBIホールディングス株式会社（以下「SBIHD」といいます。）の完全子会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といい、SBIHDと総称して「SBIHDら」又は「公開買付者ら」といいます。）による2021年9月10日に開始された当行の普通株式（以下「当行株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本日、当行取締役会において取締役全員の一致により、（ア）本公開買付けに対して反対の意見を表明すること、但し、（イ）2021年11月19日までに、以下の賛同要件が満たされた場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合は賛同の意見の表明をすること（但し、当行株主の皆様の共同の利益の最大化にとってより資すると当行が考える第三者からの提案が存在する場合を除きます。以下同様です。）を決議いたしましたので、お知らせいたします（注）。

<賛同要件>

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない第2回公開買付けを2022年6月8日（又は、SBIHDらとの協議の上、

2022年6月8日以降の日で当行が指定する日)までに開始すること)

- ② 本公開買付価格(下記「2. 買付け等の価格」に定義されます。)(第2回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付価格を含む。)を、当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源的価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

株主の皆様におかれましては、当行の意見が変更とならない限り、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げます。

(注) 2021年9月17日付で公表しました「SBI地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」(以下「当行意見留保プレスリリース」といいます。)でお知らせしたとおり、当行は、本公開買付けに対する意見を留保する旨を公表しておりました。

上記に加えて、当行は、本日開催の当行取締役会において取締役全員の一致により、本プラン(下記「6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」に定義されます。)に基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会(すなわち、本プラン上の株主意思確認総会)を開催することについても決議しております。但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前(2021年11月19日)までに充足される場合(具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合)、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします(但し、当行株主の皆様の共同の利益の最大化にとってより資すると当行が考える第三者からの提案が存在する場合を除きます。以下同様です。)。本プランに基づく対抗措置の発動が行われなかった場合、株主の皆様のご意思は本公開買付けへの応募の有無によって表されることとなります。詳細は、下記「6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」の「(4)株主意思確認総会の開催及び今後の手続等」をご参照ください。

なお、当行は、当行単独での企業価値向上のための経営戦略と並行して、現中期経営戦略でかかげる「価値共創」戦略の一環として、本公開買付けの公表以前より中長期的な企業価値最大化に資するパートナー候補らとの資本・業務提携につき繰り返し協議を重ねつつ、最適な提携先、提携方法を模索してきております。当行としては、公開買付者により、当行の本源的価値を反映していない本公開買付価格での本公開買付けが開始されている状況に鑑み、当行の企業価値最大化を実現することを目的として、株主意思確認総会までの間はもちろん、本公開買付けが成立しなかった場合でも、当行単独での企業価値最大化の取り組みと並行して、パートナー候補先との協議を行い、企業価値最大化に

資する最適な資本・業務提携先の選定に取り組む予定です。

1. 公開買付者の概要（注1）

(1)	名 称	SBI 地銀ホールディングス株式会社	
(2)	所 在 地	東京都港区六本木一丁目6番1号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 森田 俊平	
(4)	事 業 内 容	(1) 有価証券等の保有、管理、運用および取得等の投資事業 (2) 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する調査、企画並びにそれらの斡旋、仲介 (3) 経営一般に関するコンサルティング (4) 会社の帳簿の記帳および決算に関する事務並びに経営、経理に関する診断および指導 (5) 情報提供サービス業 (6) システムの開発、販売およびレンタル (7) 上記各号に附帯または関連する一切の業務	
(5)	設 立 年 月 日	2015年8月25日	
(6)	資 本 金	100,000,000円（2021年9月10日現在）	
(7)	大株主及び持株比率 （2021年9月10日現在）	SBI ホールディングス株式会社	100.00%
(8)	当行と公開買付者の関係		
	資 本 関 係	公開買付者は、当行株式を100株（所有割合（注2）：0.00%）所有しております。 また、SBIHDは、当行株式を42,737,700株（所有割合：20.32%）所有しております。	
	人 的 関 係	当行と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当行とSBIHDとの間には、記載すべき人的関係はありません。	
	取 引 関 係	当行と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。 なお、当行とSBIHDの間には、以下の取引関係があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・当行はSBIHDの関連会社であるマネータップ株式会社の株主です。 ・当行はSBIHDの子会社である地方創生パートナーズ株式会社の株主です。 ・当行はSBIHDの子会社であるSBIインベストメント株式会社が設立運営するFinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合、SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合及びSBI 4&5 投資事業有限責任組合へ出資しております。 ・SBIHD、SBIリーシングサービス株式会社及びSBI FinTech 	

		Solutions 株式会社は当行との間で融資取引を行っております。
	関係当事者への 該当状況	公開買付者は、当行の関連当事者には該当しません。 なお、SBIHD は、当行株式を 42,737,700 株（所有割合：20.32%） 所有する当行の主要株主であり、かつ筆頭株主です。

(注1) SBIHD に関する記載は、公開買付者が 2021 年 9 月 10 日に提出した公開買付届出書（その後に提出された公開買付届出書の訂正届出書を含めて、以下「本公開買付届出書」といいます。）の記載に基づくものです。

(注2) 「所有割合」とは、当行が 2021 年 9 月 3 日に提出した「自己株券買付状況報告書」（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 24 条の 6 第 1 項に基づくもの）に記載された 2021 年 8 月 31 日現在の当行の発行済株式総数（259,034,689 株）から、当行が所有する同日現在の自己株式数（48,724,159 株）を控除した株式数（210,310,530 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）をいいます。以下、同じです。

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、2,000 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当行は、本公開買付けに対して反対の意見を表明いたします。但し、2021 年 11 月 19 日までに、以下の賛同要件が満たされた場合（具体的には、SBIHD らが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行と SBIHD らが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）は、当行は賛同の意見の表明をする所存です。

<賛同要件>

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない第 2 回公開買付けを 2022 年 6 月 8 日（又は、SBIHD らとの協議の上、2022 年 6 月 8 日以降の日で当行が指定する日）までに開始すること）
- ② 本公開買付価格（第 2 回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付価格を含む。）を、当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源的価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

株主の皆様におかれましては、当行の意見が変更とならない限り、本公開買付けに応募されな
いようお願い申し上げます。

(2) 意見の根拠及び理由

当行は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容（公開買付者が2021年9月28
日に提出をした対質問回答報告書（以下「本対質問回答報告書」といいます。）及び公開買付者
らによる各種公表資料の内容を含みます。）を慎重に評価及び検討してまいりました。

本日、当行取締役会において、独立社外取締役協議会の勧告・意見を最大限尊重した上で、取
締役全員の一致により、本公開買付けに対して反対の意見を表明することを決議いたしました。
但し、2021年11月19日までに、賛同要件が満たされた場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件
①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場
合）は、当行は賛同の意見の表明をする所存です。なお、当行が期限として設定した2021年11
月19日は、本プラン上の株主意思確認総会の開催日の3営業日前の日に当たります。

当該取締役会には、当行の全ての監査役である監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれ
も上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

上記評価及び検討に際して、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正
性・客観性を一層高めることを目的として、当行の独立社外取締役5名は、当行の業務執行を行
う経営陣から独立した独立社外取締役である同人ら5名のみをメンバーとし独立社外監査役2名
をオブザーバーとする独立社外取締役協議会を組成し、本公開買付けが、当行の企業価値ないし
株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものでないかについて、当行取締役会へ勧告又は意見
を述べるべく、調査・検討及び評価を行ってまいりました（詳細は下記「(5) 公正性を担保する
ための措置及び利益相反を回避するための措置等」をご参照ください。）。この度、当行は、独立
社外取締役協議会から2021年10月21日付で、意見・勧告（以下「本勧告」といいます。）を受
けております（本勧告の詳細は下記「①意見の根拠」をご参照ください。）。

上記に加えて、当行は、本日開催の当行取締役会において、本勧告を最大限尊重した上で、取
締役全員の一致により、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、
当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主
意思確認総会）を開催することについても決議しております。但し、賛同要件①及び②が、株主
意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合（具体的
には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込
んだ覚書を締結した場合）、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当
てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。

詳細は、下記「6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」の「(4) 株主意思確認総会の開催及び今後の手続等」をご参照ください。

① 意見の根拠

当行は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に評価及び検討してまいりました。当行意見留保プレスリリースに記載のとおり、当行は、2021年9月17日時点では、以下の理由から本公開買付けに対する意見を留保し、同日に提出をした意見表明報告書の中で、公開買付者に対して質問をしておりました。

- (ア) 本公開買付けは、当行に対して、事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであり、本公開買付けについて評価及び検討する上で重要であると考えられる多くの事項の詳細が明確ではないこと
- (イ) 本公開買付けにより、SBIHDらは実質的に当行の経営を支配することが可能であると考えられるところ、少数株主の利益の観点から慎重に本公開買付けを評価及び検討する必要があること
- (ウ) 金融サービス業の中核たる銀行として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業として、経営のあり方や当行を支配しうる大株主のあり方については慎重にこれを検討する必要があること

当行は、当行意見留保プレスリリースの提出後、本対質問回答報告書において記載された当行からの各質問に対する回答及び公開買付者らに関する情報を詳細に評価及び検討をいたしました。なお、当行は、本公開買付けを評価及び検討するにあたり、公開買付者ら及び当行から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任しており、その助言を受けております。詳細は下記「(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」をご参照ください。

また、上記に加えて、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当行の独立社外取締役5名は、当行の業務執行を行う経営陣から独立した独立社外取締役である同人ら5名のみをメンバーとし独立社外監査役2名をオブザーバーとする独立社外取締役協議会を組成し、同協議会としても本公開買付けに関する評価・検討を行うことを決定いたしました。これに伴い、同協議会は、当行取締役会

とは独立した同協議会専属の外部専門家であるフィナンシャル・アドバイザーとして株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）、リーガル・アドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所をそれぞれ選任し、同協議会はこれらのアドバイザーから専門的な助言を受け、当行取締役会へ以下の各事項（以下「独立社外取締役協議会向け依頼事項」といいます。）について勧告又は意見を述べるべく、調査・検討及び評価を行ってまいりました。

1. 本公開買付けが、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものでないかについて、調査・検討及び評価を行うこと（以下「検討事項1」といいます。）
2. 以上の調査、検討及び評価を踏まえた上で、本公開買付けに対する賛否及び本プランに規定する対抗措置の発動の是非について検討を行うこと（以下「検討事項2」といいます。）
3. 以上の他、独立社外取締役協議会として当行取締役会に対して勧告又は意見すべきと考える事項（以下「検討事項3」といいます。）

独立社外取締役協議会は、本日までに、合計6回の会議を開催し、当該会議の間においても、適宜電子メール等を使用しつつ、独立社外取締役協議会の各種アドバイザーと質疑を行い、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用について継続的に議論を行ってきました。独立社外取締役協議会は、上記の検討及び評価の過程を経て、本日開催の当行取締役会に先立ち、大要、以下を内容とする本勧告を当行取締役会に対して述べました。

<本勧告の概要>

- 検討事項1（「本公開買付けが、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものでないかについて、調査・検討及び評価を行うこと」）について

以下の理由により、本公開買付けは、現状のままでは、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものと判断する。

- (1) 本公開買付けは実質的な支配権の取得を企図していながら買付数に上限のある部分買付けであり、残存株主が不利益を被る可能性が否定できないこと

以下の各理由から、当行の実質的支配権を獲得したSBIHDらの経営により少数株主にとって不利益が生じる可能性は払拭しきれない。

- ① 現時点では、SBIHDらが提案するシナジーは評価・認識が困難であること
- ② SBIHDらが当行の実質的支配権を獲得した場合の一般株主との利益相反への懸念を払拭できないこと

- (2) 以下①及び②のとおり、本公開買付けの公開買付価格は、プレミアムを加重平均した場合には低水準であり、また当行の本源的価値を反映した価格とは考えられないこと
- ① 実質的に当行の経営を支配することが可能な数量を買付予定数の上限として設定しつつも、それに伴うコントロール・プレミアムを含む価格として十分とは言えない。
 - ② 本公開買付価格は、当行の経営戦略の着実な遂行を反映した企業価値と比較し低すぎると言わざるを得ない。
- 検討事項2（「以上の調査、検討及び評価を踏まえた上で、本公開買付けに対する賛否及び本プランに規定する対抗措置の発動の是非について検討を行うこと」）について

現状のままでは、本公開買付けは、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものと判断せざるを得ず、これに反対せざるを得ない。但し、以下の①及び②の賛同要件がいずれも満たされた場合とは、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げることはないと思われ、これに賛同すべきである。

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない公開買付け（「第2回公開買付け」）を本件公開買付けに係る公開買付期間終了日以降適切な期間内に開始すること）
- ② 本公開買付価格（第2回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付価格を含む）を当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源的価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

また、現状のままでは、本公開買付けは、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものと判断せざるを得ないため、株主意識確認総会としての臨時株主総会の招集をすべきである。但し、賛同要件がいずれも満たされた場合とは、臨時株主総会の招集については、撤回すべきである。

上記のほか、SBIHDらとの協議の結果、賛同要件の一部の充足、又は賛同要件とは異なる当行取締役会が合理的と認める条件が充足されることにより、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げることはないと思われ、本公開買付けに賛同し、株主意識確認総会の招集も撤回すべきである。

- 検討事項 3（「以上の他、独立社外取締役協議会として当行取締役会に対して勧告又は意見すべきと考える事項」）について

上記検討事項 1 及び 2 に記載の各事項に加えて特段ない。

本勧告を受けて、本日開催の当行取締役会において、当行の企業価値・株主共同の利益の最大化という観点から慎重に審議を行い、独立社外取締役協議会からの本勧告を最大限尊重した上で、取締役全員の一致により、下記「②意見の理由」に記載された各事項を理由として、本公開買付けに対して反対の意見を表明すること、及び当行の株主の皆様様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）を開催することを内容とする決議を行いました。

但し、本公開買付けが当行の一般株主の利益となる形で買付け等の条件が変更された場合には、下記「②意見の理由」に記載された反対を基礎づける各事由が相当程度後退することについて当行の取締役全員が共通認識を有するに至りました。すなわち、仮に、本公開買付けの買付予定数の上限が撤廃され、かつ本公開買付け価格についても当行の本源的価値を正しく反映したものとなる場合には当行の株主の皆様様の利益の観点から、本公開買付けに反対をする必要性が大きく減少するものと考えに至りました。

そこで、当行は、2021 年 11 月 19 日までに、以下の賛同要件が満たされた場合（具体的には、SBIHD が賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行と SBIHD が賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合は、本公開買付けに対して反対する理由が特段見出せないことから、当行は賛同の意見の表明をすることも、取締役全員の一致により、決議いたしました。

<賛同要件>

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない第 2 回公開買付けを 2022 年 6 月 8 日（又は、SBIHD らとの協議の上、2022 年 6 月 8 日以降の日で当行が指定する日）までに開始すること）
- ② 本公開買付け価格（第 2 回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付け価格を含む。）を、当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源的価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

なお、賛同要件①については、本来ならば、本公開買付けにおける買付予定数の上限が撤廃されることが当行の一般株主の利益のために必要と当行取締役会は考えました。しかし、SBIHD が本公開買付けにおける買付予定数の上限を撤廃するためには、銀行法第 52 条の 17 第

1項に定める内閣総理大臣の認可が必要となることが考えられ、当該認可を本公開買付けの公開買付期間中に取得することは非常に困難であると考えられます。そこで、当行取締役会は、次善の策として、買付予定数の上限及び下限のない第2回公開買付けが、本公開買付けに係る公開買付期間の最終日である2021年12月8日から6カ月以内（又は、SBIHDらとの協議の上、2022年6月8日以降の日で当行が指定する日まで）に開始されることがSBIHDらにより約束されることで、当行の一般株主に対して広く売却機会を提供することが期待できることから、本公開買付けの買付予定数の上限を撤廃することに代わる条件として、買付予定数の上限及び下限のない第2回公開買付けを2022年6月8日（又は、SBIHDらとの協議の上、2022年6月8日以降の日で当行が指定する日）までに開始することを設けることといたしました。

また、賛同要件②に関連して、本公開買付価格を増額する上で、SBIHDらは当行グループに対してデュー・ディリジェンスを行っていないことを理由として、これを謝絶する可能性があるかと当行は考えました。そこで、当行は本公開買付価格の増額の検討のために合理的に必要なと考えられる資料をSBIHDらの求めに応じて開示することといたします。

なお、上記の賛同要件を充足させることは当行の一般株主の皆様にとって利益となることから、当行は本日以降、SBIHDらに対して当行から協議の申し入れを行う予定です。SBIHDらとの協議の結果、当行取締役会が合理的と認める場合、当行取締役会は賛同要件とは異なる条件で賛同の意見を表明する場合があります。その場合は別途公表いたします。

次に、SBIHDらが本公開買付けの後において当行の実質的支配権の取得するに至った場合にあっては、当行の企業価値の向上の観点からは、当行グループの価値観、顧客との関係及び従業員の立場が尊重されること、及び、当行グループの経営に際して当行の一般株主の利益を尊重されることが望ましいと考えるに至りました。そこで、当行取締役会は、以下の2つの事項についても、SBIHDらが遵守いただくことが望ましいと考えるに至りました。

<当行の企業価値の向上の観点からのSBIHDらへの要望事項>

- (ア) 当行の顧客と従業員ひとりひとりが、当行グループの価値の源泉であることから、独立した上場会社としての当行グループの価値観、顧客との関係及び従業員の立場を最大限尊重すること
- (イ) 本公開買付けの結果次第によっては、実質的な親子上場となり、利益相反のリスクが払拭しきれないことから、SBIHDら以外の一般株主の利益を尊重すること

なお、上記の要望事項については、以下の各事項について遵守いただくことをSBIHDらが公表した場合には、これを満たしたものと当行取締役会は取り扱うものとします。

- 当行グループの価値観である「多様性の尊重・推進と相互受容（ダイバーシティ&インクルージョン）」、「女性活躍推進」、「サステナビリティ経営」、「働き方リ・デザイン」などを尊重した経営の遂行をサポートすること（要望事項（ア）関連）
- 上記を担保するため、及び期中における業務遂行の大幅な混乱を避けるため、現業務執行取締役又はグループ従業員から業務執行取締役を合計2名選任すること、並びに独立社外取締役を過半数とし、その選定に現独立社外取締役の意見を適切に反映すること（要望事項（イ）関連）

また、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する、当行の株主の皆様との総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）の開催についても、本公開買付けが当行の一般株主の利益となる形で買付け等の条件が変更された場合には、これを実施することが必須ではなく、株主の皆様のご意思は本公開買付けへの応募の有無によって表されることとする余地もあると当行取締役会は考えるに至りました。そこで、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。なお、SBIHDらとの協議の結果、当行取締役会が合理的と認める場合、当行取締役会は賛同要件とは異なる条件であっても株主意思確認総会の開催を中止する場合があります。その場合は別途公表いたします。

② 意見の理由

当行は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に評価及び検討してまいりました。しかし、以下の理由から、2021年10月21日、当行取締役会において、取締役全員の一致により、本公開買付けに反対する旨を決議しました。

- （ア） 本公開買付けは実質的な支配権の取得を企図していながら買付数に上限のある部分買付けであり、残存株主に不利益が生じるおそれがあること
- （イ） 本公開買付け価格は、プレミアムを加重平均した場合には低水準であり、また当行の本源的価値を反映した価格と考えられないこと

上記各項目に関する具体的な内容は以下のとおりです。

- （ア） 本公開買付けは実質的な支配権の取得を企図していながら買付数に上限のある部分買付け

であり、残存株主に不利益が生じるおそれがあること

本公開買付けには買付予定数の上限が定められており、この上限を超える数の株式については、買付けが行われずに、あん分比例の方式により決済が行われることとなります。よって、本公開買付けの後においても、当行の株主の皆様は、一定数、当行の株主であり続けることが予定されており、残置された当行の株主の皆様は当行の実質的支配権を獲得した SBIHD らの経営による不確実性を受け入れざるを得なくなります。ここで、本公開買付届出書によれば、SBIHD らが、買付数を最大で 58,211,300 株（所有割合：27.68%）に設定したことの理由は、銀行持株会社となることについての銀行法第 52 条の 17 第 1 項に定める内閣総理大臣の認可（以下「銀行持株会社認可」といいます。）を含む各種法令上の許可等の取得が必要となりうることを挙げていますが、これは SBIHD らが銀行持株会社には保有が許されない子会社（バイオ関連・不動産関連等）を保有していることから、銀行持株会社認可を取得することに障害があったものと推察されます。しかし、これはもっぱら SBIHD ら側の事情に基づくものであり、このような理由をもって、当行の株主の皆様が、当行の実質的支配権を獲得した SBIHD らの経営による不確実性を甘受する理由にはなりません。

上記の点を措くとしても、以下の各理由から、当行の実質的支配権を獲得した SBIHD らの経営による少数株主にとっての不確実性は深刻と言えます。

(a) SBIHD らが提案するシナジーは実現可能性が高くない、又は効果が限定的であること

本公開買付届出書では、SBIHD らは、リテール口座等の各分野においてシナジーが期待できるとしています。これに対して、当行は 2021 年 9 月 17 日付の意見表明報告書において、主に以下の問題意識に基づいた質問を提示しました。

- i. 顧客ニーズは顧客セグメント毎に大きく異なるが、当行と SBIHD らの各事業の顧客セグメントは真に補完的で、価値共創が可能か。補完性がないのであれば、シナジーによる収益貢献は限定的となり、当行の一般株主にとってのメリットは大きくない。
- ii. 本公開買付けの買付予定数の上限を所有割合にして 27.68%とする場合、SBIHD らも認めているように、機関銀行化の回避、また当行の一般株主の利益を保護する観点から、SBIHD らと当行との間の利益相反取引の排除及びアームズ・レングス・ルールの徹底が、より一層必要となる。アームズ・レングスを確保し、利益相反を排除した上で、当行の一般株主にとってメリットのある取引が SBIHD らとの間でどの程度実施することが可能であり、それにより当行の一般株主はどの程度のメリットを得られるか。
- iii. 優越的地位の濫用を排除した上で、当行の顧客を SBIHD らに送客することがどの程

度可能であり、それにより当行の一般株主はどの程度のメリットを得られるか。

本対質問回答報告書にて、SBIHD らによってなされたシナジーに関する回答は、具体性及び説得性のあるものではありませんでした。そのため、SBIHD らが掲げるいずれのシナジーも、実現可能性が高くない、又は効果が限定的である可能性が高いと当行は判断しております。

例えば、SBIHD らは、口座同時開設及び預金連携によって当行への送客が可能となる旨の主張をされていますが、SBIHD らの既存の 680 万口座については、既に住信 SBI ネット銀行株式会社との連携が行われているものと理解しており、これらの口座の連携先を住信 SBI ネット銀行株式会社から当行に切り替えることは、特に、2021 年 10 月 8 日付で住信 SBI ネット銀行株式会社が上場申請を行っており、上場により不特定多数の株主が利害を有するに至ることを考えれば現実的ではないと思われまます。したがって、口座開設での既存顧客の当行への送客は期待できないと考えられます。また、新規顧客であっても、既に提携関係を構築している住信 SBI ネット銀行株式会社ではなく、当行に誘導するような体制を構築することは、現実的ではないと当行は判断しています。

- (b) SBIHD らが当行の実質的支配権を獲得した場合のディス・シナジーのリスク及び一般株主との利益相反への懸念が払拭できないこと

当行の現状の株主構成及び過去における概ね 9 割前後の議決権行使比率に鑑みますと、本公開買付けの結果によっては、SBIHD らは実質的に当行の経営を支配することが可能であると考えられます。これに対し SBIHD らは、過半数の独立社外取締役及び特別委員会によって利益相反を排除することが可能としていますが、社外取締役の具体名は開示されておらず、また、市場価格の存在しない取引については特別委員会による精査は牽制として不十分となるおそれがあります。

本公開買付届出書にて明示された取締役候補 3 名の方々におかれましても、フルレンジの商業銀行業務及び各種ノンバンク業務を中心に構成される当行グループの経営を担うには業務経験が十分ではないように見受けられる方もおられ、現在の当行の経営陣と比べた場合、不安があります。また、その経歴から、SBIHD の代表者の側近と評価される方も含まれており、一般株主と SBIHD らの利益が対立する場合において、一般株主の利益を犠牲にする判断を事実上せざるを得ないのではないかと疑問を感じる面もあり、独立性が十分に担保された人選となるか不透明であると当行は考えています。

よって、SBIHD らが当行の経営を支配することで、いわゆるディス・シナジーのリスクや一般株主利益の毀損が発生するおそれは払拭しきれないと当行は考えております。例としては以下が挙げられます。

1. 金融商品仲介業務における業務提携に関する問題点

SBIHD らは、当行とマネックス証券株式会社との間の金融商品仲介業務における業務提携に関し、本対質問回答報告書にて、SBI 証券株式会社を業務提携先として選定する方が、「メリットがあることは明らか」と考えている旨回答しています。当行がマネックス証券株式会社を証券業務分野における包括業務提携の相手方として選択したのは、当時、公正な入札形式の中で最も経済条件が良く、定性的にも当行のニーズに沿っていたことが主たる理由です。したがって、経済条件を中心とした諸条件を含み、当行株主にとって最適となる条件であればメリットがありえますが、本対質問回答報告書からはこの点が読み取れません。

2. SBIHD らの関係先への融資・出資や高リスク案件への相乗りリスク

SBI ソーシャルレンディング株式会社に係る不祥事においては、100 億円を超える資金の流れが未だ説明されていないものと当行は認識しております。これについて、SBIHD らの本対質問回答報告書によれば「内部管理強化」を行っているとのことですが、その説明は抽象論の域を超えるものではないと当行は考えています。また SBIHD から資金提供を受けている THE グローバル社に対して、SBIHD らの提携地方金融機関から「側面支援」がなされているとの記事に関する質問については、提携地方金融機関への「働きかけはしない」との回答でしたが、出資先である地方銀行における SBI グループへの「配慮」や「インセンティブ」の有無については、明確に否定いただけておりません。

但し、本 (b) に関しては、当行は、その解消に向け SBIHD らと協議を行うことにより、低減することが可能と考えております。

(イ) 本公開買付価格は、プレミアムを加重平均した場合には低水準であり、また当行の本源的価値を反映した価格と考えられないこと

(a) 実質的に当行の経営を支配することが可能な数量を買付予定数の上限として設定しつつも、それに伴うコントロール・プレミアムを含む価格として十分とは言い難いこと

本公開買付価格は、直近の当行の株式の市場価格に対して一定のプレミアム（本公開買付けの公表日の前取引日である 2021 年 9 月 8 日の東京証券取引所市場第一部における当行株式の終値 1,453 円に対して約 37.65%）が付された価格とのことですが、本公開買付けには買付予定数の上限が定められており、その買付数は最大で 58,211,300 株（所有割

合：27.68%）にとどまります。よって、この買付予定数の上限を超える数の株式については、買付けが行われずに、あん分比例の方式により決済が行われることとなりますので、当行の株主の皆様が保有される全ての株式について、プレミアムでの売却が保証されているわけではありません。当行の試算では、SBIHD らの最大買付数（所有割合：約 27.68%）に対する約 37.65%のプレミアムは、SBIHD ら以外の当行株主にとっての本公開買付価格に対する実質的なプレミアムに換算すると約 13%に留まることとなります。なお、この実質的なプレミアムは本公開買付けの公表日の前取引日である 2021 年 9 月 8 日を基準日とした 1 ヶ月平均との比較では約 14%、3 ヶ月平均との比較では約 13%、6 ヶ月平均との比較では約 9%に留まっております（注）。

（注）同段落に記載する実質的なプレミアムは、本公開買付価格 2,000 円に対する各プレミアム（2021 年 9 月 8 日の終値を基準日とした比較では 37.65%、2021 年 9 月 8 日を基準日とした 1 ヶ月平均との比較では約 41.25%、3 ヶ月平均との比較では約 36.95%、6 ヶ月平均との比較では約 25.71%）に、SBIHD らの買付予定数の上限である所有割合 27.68%を乗じた数を、SBIHD らを除く当行の株主の当行株式の所有割合 79.68%で除して算出しております。

ここで、当行の現状の株主構成及び過去における概ね 9 割前後の議決権行使比率に鑑みますと、SBIHD らは当行の総株主の議決権のうち過半数を取得しなくとも、本公開買付けの買付予定数の上限である 48%の所有割合に相当する株式を保有することをもって、実質的に当行の経営を支配することが可能であると考えられます。現に、本公開買付届出書において SBIHD らは国際会計基準に従い当行を連結子会社とする目的を表明しています。

このように、当行の実質的支配が可能な数量を買付予定数の上限として設定しており、加重平均されたプレミアムは僅かと言わざるを得ないことから、本公開買付けは、適切なプレミアムを支払うことなく、いわば低額な投資により、当行の実質的支配権の取得を目的とするものであります。

(b) 本公開買付価格は、当行の経営戦略の着実な遂行を反映した企業価値と比較し低すぎると言わざるを得ないこと

仮に、本公開買付に上限が設けられていなかったとしても、本公開買付価格の 2,000 円は、当行の一般株主の皆様が享受すべき経済的価値が反映された価格ではないと当行は考えています。当行のフィナンシャル・アドバイザー、及び独立社外取締役協議会専属のフィナンシャル・アドバイザーの合計 2 社が行った算定結果によれば、本公開買付価格は、配当割引モデル（Dividend Discount Model）分析（金融機関の評価で広く利用され、本源的価値を測ると考えられる代表的な分析手法の一つ）による、下記(i)及び(ii)を反映

した価値算定結果の範囲の下限にすら届いておらず、価値算定結果との比較において十分ではない水準となっています。

(i) 当行の直近の業績見込みを反映していないこと

当行は、2019年5月15日付で公表しております中期経営戦略「金融リ・デザイン」(2019年度～2021年度)におきまして、今後3年間の目指すべき方向性を定性的戦略の方向性を重視した普遍的な成長ストーリーとして、当行から株主の皆様にご提案し、現状の延長線上での成長を目指すのではなく、当行が提供する金融サービスの絶え間ない見直し(リ・デザイン)による“非連続”な成長を通じた企業価値向上を目指し、実行してまいりました。

(1) オーガニック成長戦略

(ア) ハイブリッドなビジネスポートフォリオ

- 銀行機能とノンバンク機能のハイブリッドビジネスモデル
- 独立性・中立性の高い総合金融グループ特徴あるサービスを提供

(イ) 強みがあり、かつ収益性の高い小口ファイナンスと機関投資家ビジネスにフォーカス

- 小口ファイナンス(個人ビジネス): エコシステムの構築と参画、デジタル技術やデータの活用を通じたサービス高度化
- 機関投資家向けビジネス(法人ビジネス): オルタナティブ投資に関するワンストップサービスを提供

(ウ) パートナーとの価値共創型ビジネスの進展

- グループ外の事業パートナーとの価値共創の取り組みを積極的に進展

(2) 積極的な資本活用: 株主還元強化と事業ポートフォリオの構築の両輪

株主還元強化を図りつつ、1株当たりの価値を着実に向上させました。加えて、戦略出資を積極的に実施するとともに、資本効率性を意識したノンコア事業の売却も判断してまいりました。これまでの主な実績は下記のとおりです。

出資・買収: NWB(香港)、MCredit(ベトナム)、Easylend(香港)、UDC(ニュージーランド)、Latitude(豪州)、神鋼リース、Financial Japan等

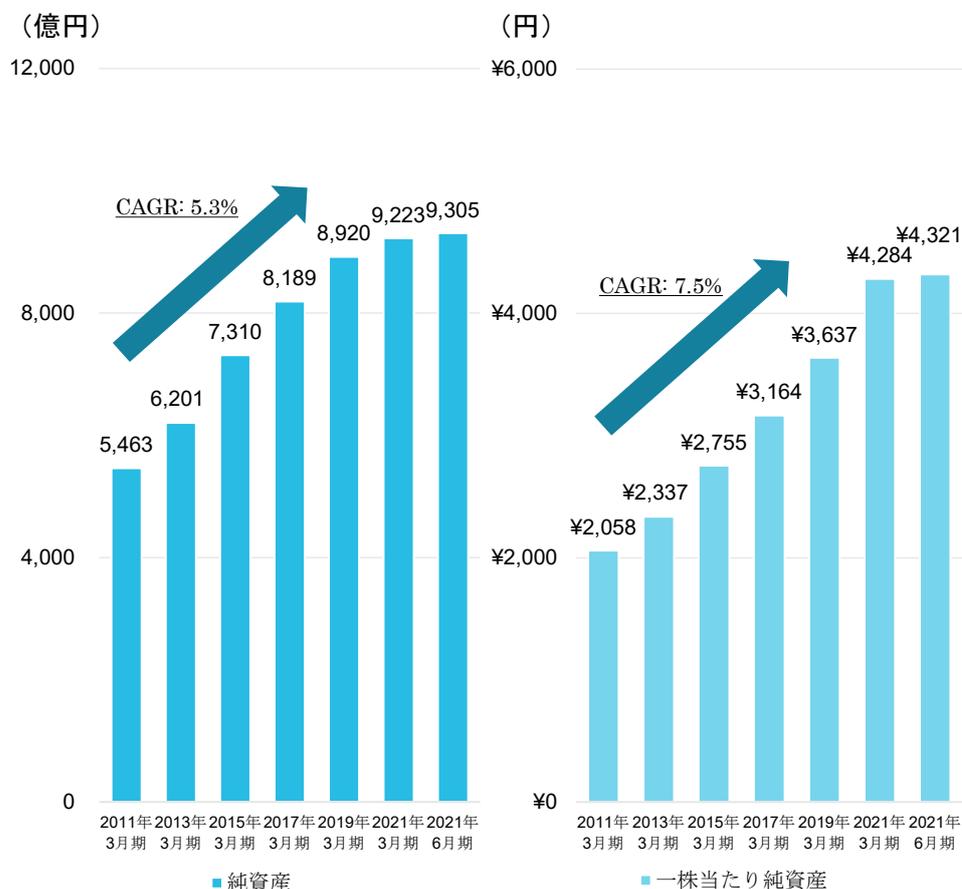
売却: 日盛(台湾)

その性質上、潜在案件についてここで触れることはできませんが、今

後も潤沢な資本を活用し、戦略的な投資やパートナーとの資本提携を積極的に追求します。

特に価値共創においては、本公開買付けの成立がパートナーとの連携での障害となる懸念が払拭しきれないと考えております。なお、公的資金については、株主平等原則を前提とし、上記の施策を着実に実行し1株当たり価値を高めることを通じて返済を目指しております。要返済額とされる3,490億円に対し、連結純資産は2011年3月期の5,463億円から、2021年6月期には9,305億円に達し、返済原資の蓄積は順調に進んでおります（図表1参照）。1株当たり純資産についても、これまでの株主還元効果もあり、純資産の積み上げ以上に加速しております（図表1参照）。

図表1: 純資産・1株当たり純資産（BPS）推移（連結）



(注) 純資産及び1株当たり純資産の純資産の額は、純資産の部の合計額より新株予約権及び非支配株主持分（2015年3月期以前は少数株主持分）を控除して算出

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその終息後においては、ソーシャルディスタンスを意識する期間が当面は継続することが見込まれ、様々な産業

におけるサプライチェーンの回復にも時間を要することが考えられます。また全てが元に戻る訳ではなく、消費者のマインドセット・行動変化、分散型社会への移行、デジタル投資の加速、サプライチェーンの見直し、物理的空間利用の見直し、過剰サービスの見直しなど、不可逆的変化も発生すると認識しています。

中長期的な環境変化としては下記のように認識しております。

- ・ 情報技術の高度化による市場構造の変化を伴うデジタル化
- ・ 生産年齢人口の減少による労働力不足や長寿化による消費者ニーズの変化
- ・ 価値観の多様化による働き方や消費スタイルの多様化
- ・ 企業の海外進出に伴う対外投資の加速や外国人旅行客・就労者の増加等のヒト・モノ・カネの国際化
- ・ 老朽化対応によるインフラ開発や海外からの資本流入による投資機会の広がり
- ・ 急速な情報技術の高度化による IT リテラシーの格差や都市部への人口集中による地域間格差の深化

以上を踏まえた、業績見込みは以下のとおりです。

(単位：億円、億円未満切捨て)

	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
業務粗利益	2,306	2,340	2,464	2,623
実質業務純益(注)	733	731	861	1,013
親会社株主に帰属 する当期純利益	388	322	425	548
営業性資産	77,898	80,064	82,400	84,571

(注) 実質業務純益は、一般貸倒引当金繰入前の業務純益

次期中期経営戦略の策定は年度内公表を目指し着手されたところであり、上記の業績見込みは、本公開買付けによる時間的制約の中で策定されたものです。また、新型コロナウイルス感染症への対応という直近2年の平時ではない事業環境及びその影響が暫く継続することを前提として、当行の基本戦略である小口ファイナンス分野での資本・業務提携や海外を中心とした買収戦略等の推進も加味しない抑制的なものです。

上記の業績見込みにおいては、基礎的収益力の底上げと中期経営戦略個別戦略による戦略効果の上積みにより、2024年度の利益水準として約550億円を見込みます。全体観としては以下のとおりとなります。

- ・ 現中期経営戦略期間の後半においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の低下の影響でトップラインが伸び悩む一方、経費・与信関連費用の抑制などによって一定程度の利益水準を確保してきましたが、現中期経営戦略にて目指していた成長性を実現できておりません。
- ・ 次期中期経営戦略期間においては、既存戦略分野において積極的な投資及び個別戦略により早期に成長軌道に戻すことにより、2024年度の利益水準として約550億円を見込みます。
- ・ 小口ファイナンスにおける残高の反転積上げに伴う初期与信関連費用等の増加や各セグメントの価値共創案件の推進に必要な初期費用の投入により、2022年度の利益回復ペースは落ち込みますが、2024年度の利益水準へ達するための成長基盤を構築いたします。
- ・ なお、当行の基本戦略である小口ファイナンス分野での資本・業務提携や海外を中心とした買収戦略等の推進は、前述のように上記計画には数値として織り込んでおりませんが、一定の自己資本比率（CET1比率10%以上）を維持する前提で、今後もこれまで同様、能動的に取り組む予定であり、この戦略を実現する資本的余力もあります。

本公開買付けは、当行に対して、事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであることから、上記の当行の直近の業績見込みに基づくディスカッションを公開買付者との間で行うことも出来ておらず、よって、本公開買付価格においては、当然のことながらそうした見込みに基づく当行の本源的価値を反映しておりません。

- (ii) バーゼルⅢ最終化対応に当たり増加を見込む当行の余剰資本を適正に反映していない可能性があること

当行は、バーゼルⅢ最終化に伴うリスクアセット計測手法の高度化等により、リスクアセットの額が削減され自己資本が増額される見込みです。2021年10月15日時点の試算において、2021年6月末基準日時点でリスクアセット等の額（バーゼルⅢ、国内基準）が約4,906億円削減され、コア資本に係る調整項目の額が減少することで自己資本が16億円増額されると試算してお

り、これらの影響は国際統一基準でも概ね同程度と考えております。当行としては健全な財務体質を維持しながら事業を継続するのに必要な自己資本比率として普通株等 Tier1 比率（国際統一基準）10%を目途としております。当行の本源的価値には、この 10%の普通株等 Tier1 比率を維持した上での余剰資本が、事業買収などの形で効果的に運用され、又は株主の皆様へ還元されることを通じて株主の皆様へ帰属する価値として反映されるべきである一方で、本公開買付けは当行に対して事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであり、当該リスクアセット等の減少及び自己資本の増額に伴う余剰資本の増加額約 507 億円（2021 年 6 月末基準日ベース）を反映しておらず、当行の本源的価値に適切に織り込まれていないと考えます。

(iii) 当行における独立したフィナンシャル・アドバイザー、及び独立社外取締役協議会における独立したフィナンシャル・アドバイザーからの Inadequacy Opinion Letter の受領

当行は、本公開買付価格である 1 株当たり 2,000 円が財務的見地から十分であるか否かの意見を三菱 UFJ モルガン・スタンレーに対して求めたところ、2021 年 10 月 21 日付で、三菱 UFJ モルガン・スタンレーから、本公開買付価格が、当行普通株式の株主（公開買付者ら及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から十分とは言えない旨の意見（Inadequacy Opinion Letter、以下「Inadequacy Opinion Letter（三菱 UFJ モルガン・スタンレー）」といいます。）を受領しております。

また、独立社外取締役協議会は、独立社外取締役協議会における独立したフィナンシャル・アドバイザーであるプルータスに対して、本公開買付価格である 1 株当たり 2,000 円が財務的見地から十分であるか否かの意見を求めたところ、2021 年 10 月 19 日付で、プルータスより、本公開買付価格が、当行普通株式の株主（公開買付者ら及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から十分とは言えない旨の意見（Inadequacy Opinion Letter、以下「Inadequacy Opinion Letter（プルータス）」といいます。）を受領しております。

(ウ) 結論

以上のとおり、当行は、①本公開買付けは実質的な支配権の取得を企図していながら買付数に上限のある部分買付けであり、残存株主に不利益が生じるおそれがあること、及び②本公開買付価格は、プレミアムを加重平均した場合には低水準であり、また当行の本源

的価値を反映した価格と考えられないこと（また、上記①に照らして本公開買付けには強圧性が認められることから）、本公開買付けに対して反対いたします。但し、2021年11月19日までに、賛同要件が満たされた場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）は、当行は賛同の意見の表明をする所存です。

加えて、当行取締役会は本公開買付けに反対の立場であることから、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様のご意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）を開催することについても決議をしております。なお、株主意思確認総会において、株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当行取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動することはありません。

但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。詳細は、下記「6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」の「(4) 株主意思確認総会の開催及び今後の手続等」をご参照ください。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当行株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されております。

本公開買付け届出書によれば、本公開買付けは、当行株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け成立後も引き続き当行株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限（58,211,300株）を設定しているとのことであり、本公開買付け成立後にSBIHDらが所有することとなる当行株式の数は、最大で100,949,100株（所有割合：48.00%）にとどまる予定とのことです。したがって、本公開買付け成立後も、当行株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定とのことです（以上、2021年9月10日付公開買付け届出書11頁）。

(4) 本公開買付け成立後の公開買付け者による当行の株券等の追加取得の予定

本公開買付け届出書によれば、SBIHDらは、本公開買付けにより、(i)当行をSBIHDの連結子会社とすること、及び(ii)当行の役員の一部又は全部を変更し、最適な役員体制を実現することを

可能にするための議決権を確保することを企図しているとのことであり、本公開買付けによって、公開買付者が、上記(i)及び(ii)の目的を達成するために必要な当行株式を取得できた場合には、SBIHDらは、2021年9月10日現在、本公開買付け成立後に当行の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。

一方、本公開買付けによって、公開買付者が、上記(i)及び(ii)の目的を達成するために必要な当行株式を取得できなかった場合には、SBIHDらは、上記(i)及び(ii)の目的達成に向けて必要な範囲で、市場内取引その他の方法により当行株式を追加で取得することを予定しているとのことです。その手法、条件、実施時期及び適否について本公開買付け成立後の市場株価の動向、当行や当行の他の株主その他の関係者との協議状況、SBIHDらにおける資金調達可否等を踏まえて決定した上で、取得する方針とのことです（以上、2021年9月10日付公開買付届出書11頁）。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

本公開買付けは当行株式の上場廃止を企図したものではなく、またMBOや支配株主による公開買付けでもありません。また、公開買付者の完全親会社であるSBIHDは当行の主要株主であり、かつ筆頭株主ではありますが、本公開買付けは当行に対して、事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであることから、特に本公開買付けに関する意見表明の公正性を担保する必要があると判断される事情は本件ではないものと思料されます。

但し、本プランの運用面に関して、独立社外役員が協議にあたり助言を得ることができるよう、当行取締役会から独立した独自の外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）を起用するものとし、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当行が負担することとしております。これにより、本プランの運用に際して、独立社外役員が外部専門家からの独立した専門的助言等を受けることができる体制を構築しております。

その上で、当行は、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、以下の各種措置を講じております。

(ア) 独立社外取締役5名から構成される独立社外取締役協議会の本勧告の最大限の尊重

当行は、取締役7名中5名が独立社外取締役であり、監査役3名中2名が独立社外監査役であります。したがって、意見表明報告書の提出日である2021年9月17日付で公表しました「SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」（以下「本買収防衛プレスリリース」といいます。）に記載しましたとおり、本公開買付けに係る評価・検討、賛否の意見、及び本プランの運用に際しての取締役会による恣意的な判断

の防止や公正性・客観性の確保は、このような役員構成により十分に達成でき、取締役会とは独立したいわゆる独立委員会を別途設置する必要はないと考えております。

他方、独立社外役員のみによる協議の機会自体は、全く妨げられるものではありません。そこで、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当行の独立社外取締役5名は、当行の業務執行を行う経営陣から独立した独立社外取締役である同人ら5名のみをメンバーとし独立社外監査役2名をオブザーバーとする独立社外取締役協議会を組成し、同協議会としても本公開買付けに関する評価・検討を行うことを決定いたしました。これに伴い、同協議会は、本買収防衛プレスリリースに記載しましたとおり、独立社外取締役協議会における協議にあたり独立社外役員が助言を得ることができるよう、当行取締役会とは独立した外部専門家であるフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー（当行取締役会のための外部専門家とは別の外部専門家）を選任することを決定いたしました（詳細は下記（イ）をご参照ください）。

当行は、独立社外取締役の責務は、会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督し、経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることであり（コーポレートガバナンス・コード原則4-7（iii）及び（iv））、独立社外監査役もまた、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることがその責務（東京証券取引所「独立役員に期待される役割」）であることから、独立社外取締役をメンバーとし、独立社外監査役をオブザーバーとする独立社外取締役協議会の設置により、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正性・客観性が一層高められるものと考えています。

独立社外取締役協議会がかかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当行が負担するものとします。なお、独立社外取締役協議会は、独立社外取締役協議会向け依頼事項について、評価・検討し、その結果を踏まえ、当行取締役会に勧告又は意見を述べることとされており、この度、当行は、独立社外取締役協議会から2021年10月21日付で本勧告を受けております。本勧告の概要は上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「①意見の根拠」に記載のとおりです。

当行取締役会は、関連情報を慎重に評価・検討を行った上で、独立社外取締役協議会の本勧告を最大限尊重して、本公開買付けに対する賛否及び本プランに規定する対抗措置の是非を評価・検討しております。

(イ) 独立社外取締役協議会における独立した外部専門家からの助言の取得

上記（ア）のとおり、独立社外取締役協議会における協議にあたり独立社外役員が助言を得ることができるよう、同協議会は、公開買付者ら及び当行から独立したフィナンシャル・アドバイザーとしてプルータスを、リーガル・アドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所をそれぞれ選任し、その助言（プルータスからの Inadequacy Opinion Letter（プルータス）の受領を含みます。）を踏まえて、本公開買付け及び本プランに基づく新株予約権の無償割当てについて慎重に評価及び検討しております。なお、プルータス及び桃尾・松尾・難波法律事務所は、公開買付者ら又は当行との間に重要な利害関係を有しておりません。

(ウ) 当行における独立した外部専門家からの助言の取得

当行は、本公開買付けに係る評価・検討過程及び本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、公開買付者ら及び当行から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして三菱 UFJ モルガン・スタンレーを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任し、その助言（三菱 UFJ モルガン・スタンレーからの Inadequacy Opinion Letter（三菱 UFJ モルガン・スタンレー）の受領を含みます。）を踏まえて、本公開買付け及び本プランに基づく新株予約権の無償割当てについて慎重に評価及び検討しております。なお、三菱 UFJ モルガン・スタンレー及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付者ら又は当行との間に重要な利害関係を有しておりません。

(エ) 当行における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当行は、独立社外取締役協議会から受けた本勧告、三菱 UFJ モルガン・スタンレー及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの当行取締役への助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付け及び本プランに基づく新株予約権の無償割当てについて慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、2021 年 10 月 21 日開催の当行取締役会において、審議及び決議に参加した当行の取締役の全員一致で、本公開買付けに対して反対の意見を表明することを決議いたしました。当該取締役会には、当行の全ての監査役である監査役 3 名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

4. 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

本買収防衛プレスリリースに記載のとおり、当行は、本公開買付けの公表を受け、2021年9月17日開催の当行取締役会において、当行の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号。以下「本基本方針」といいます。）を決定し、さらに、本基本方針に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

(1) 本プランの導入の判断に至った経緯及び理由

本公開買付けにおいては、株式の買付予定数に上限が設けられており、応募株式数の合計が買付予定株式数の上限を超える場合には、超過した当行株式の買付けは行われません。上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当行は、本公開買付けは、当行の総株主の議決権の過半数を取得することなく投資額を節減し、実質的に当行の経営を支配しようとする提案にほかならないと考えています。

このような手法により当行の実質的な経営権が取得される事態は、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から重大な問題をはらむものであり、残置された株主の投資は実質的にSBIHDの支配に服し、同社の利益に供されるおそれがあります。さらに、当行は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、金融サービス業の中核たる銀行（預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け等の銀行業を行う会社）として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業であります。SBIHDが当行の議決権の約20%弱を取得した2021年3月下旬以降、当行は、SBIHDから大株主としての意見を伺うべく複数回にわたり会談等を申し入れて来ましたが、しかし、SBIHDからは、特に伝えることは無い、あるいは近々連絡するといった回答があったのみで、会談等の申し入れは応諾されず、SBIHDと当行経営陣との間で当行の経営のあり方等をめぐる協議は全くなされておりました。そうした状況の中、本公開買付けは当行へ何らの予告も説明も協議も無く突然開始されたものであります。当行はフルサービスの銀行業を営むものであり、当行の事業の公共性に鑑みても、当行経営のあり方や当行を支配しうる大株主のあり方については、予め当行と買収者との間で慎重かつ十分な検討と協議がなされるべきであるところ、このように一方的に開始された本公開買付けにより支配的な株主の異動が生ずることとなれば、当行経営の継続性が失われ当行経

営に深刻な混乱が生じる可能性が高く、その結果として当行事業の公共性に悪影響が及び、広く経済・社会に貢献していくという当行の重大な責任を果たすことができなくなるおそれがあり、ひいては当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益が害されるおそれもあります。

かかる認識の下、SBIHD らによる本公開買付けの公表を受け、当行取締役会は、当行の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げる事態が生じないよう、本公開買付けを含む大量買付行為（本買収防衛プレスリリースにて定義されます。）が当行の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼしうるかについて、株主の皆様が適切なご判断を下すための情報と熟慮のための時間を確保するため、かかる大量買付行為は、当行取締役会の定める一定の手続に基づいてなされる必要があるとの結論に至りました。

その結果、当行取締役会は、2021年9月17日開催の当行取締役会において、当行の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本基本方針を決定すること及び本プランを導入することを決議いたしました。

(2) 当行からの要請に基づく公開買付者による公開買付期間の延長の実施

当行は、本公開買付けに係る公開買付期間が30営業日と設定されていたところ、本プラン上の株主意思確認総会の開催を仮に行うこととした場合において、この30営業日の期間中に当該株主総会を開催することができない可能性があると考えました。そのため、当行は、本プラン上の株主意思確認総会の開催の確実を期すため、SBIHD らに対して、2021年9月17日付の書簡において、2021年9月30日の正午を期限として、公開買付期間の終了日を2021年12月8日（水曜日）（法令上認められる最長の公開買付期間である60営業日にあたる日）まで延長することを内容とする公開買付届出書の訂正届出書を提出することを要請しておりました。なお、仮に、SBIHD らが当行からの要請に応じない場合、株主意思確認総会を開催する以前において公開買付けによる買付けを実行しようとする可能性があるため、当行取締役会は、当行株式1株につき1個の割合でなされる差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権（以下「甲種新株予約権」といいます。）の無償割当て（以下「本暫定措置」といいます。）のみを先行して暫定的に実施した上で、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認することとしていました。

その後、公開買付者は、当行からの要請に応じ、2021年9月30日に公開買付期間の終了日を2021年12月8日（水曜日）とする延長を行いました。そのため、当行は、2021年10月13日（水曜日）を基準日とする本暫定措置としての甲種新株予約権の無償割当てを行わないこととし、本対質問回答報告書の内容その他の関連情報を併せて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当行の賛否の意見を最終決定の上、表明することとしておりました。

(3) 新株予約権の無償割当てに関する意思確認のための株主意思確認総会の開催の決定に至った経緯及び理由

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当行は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に評

価及び検討してまいりました。その後、当行は、2021年10月21日、当行取締役会において、取締役全員的一致により、本公開買付けに反対する旨を決議しました。但し、2021年11月19日までに、以下の賛同要件が満たされた場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）は、当行は賛同の意見の表明をする所存です。

<賛同要件>

- ① 本公開買付けについて買付予定数の上限のない公開買付けとすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない第2回公開買付けを2022年6月8日（又は、SBIHDらとの協議の上、2022年6月8日以降の日で当行が指定する日）までに開始すること）
- ② 本公開買付け価格（第2回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付け価格を含む。）を、当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源的価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げること

加えて、当行取締役会は本公開買付けに反対の立場であることから、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）を開催することについても決議をしております。但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行とSBIHDらが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合）、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。

(4) 株主意思確認総会の開催及び今後の手続等

本プラン上、仮に、当行取締役会が本公開買付けに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考えられる場合には、株主総会を開催することを取締役会評価期間（本買収防衛プレスリリースにて定義されます。）内に決定し、当該決定後速やかに株主総会を開催することになっていきます（以下「株主意思確認総会」といいます。）。

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、当行取締役会は本公開買付けに対して反対の意見を表明することとし、また、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（すなわち、本プラン上の株主意思確認総会）を開催することについても決議いたしましたので、株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、本公開買付けがなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合（具体的には、SBIHDらが賛同要件①及び②の遵守を表明し、当行と

SBIHD らが賛同要件①及び②を盛り込んだ覚書を締結した場合)、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします。本プランに基づく対抗措置の発動が行われないこととなった場合、株主の皆様のご意思は本公開買付けへの応募の有無によって表されることとなります。

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当行取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案が普通決議（出席株主の議決権の過半数で決議し、定足数を設けません。）をもって承認され、かつ、本公開買付けが中止又は撤回されない場合には、当行取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、対抗措置（(a) 甲種新株予約権の無償株主割当て、及び(b) それに続いて、当行株式を対価として非適格者（本買収防衛プレスリリースにて定義されます。）以外の保有者から当該新株予約権を強制取得することにより、大量買付者の保有する当行の議決権を希釈化すること）を発動します。これに対し、株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当行取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

株主意思確認総会としての当行の臨時株主総会における開催日時及び開催場所、付議議案の概要につきましては、当行の本日付の「SBI 地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けに関する臨時株主総会の開催に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、株主意思確認総会については、本プランに基づく対抗措置としての甲種新株予約権の無償株主割当てに関する承認議案の付議を予定しておりますが、当該議案の決議要件を普通決議（出席株主の議決権の過半数で可決するものとし、定足数は設けません。）とすることを予定しております。決議要件を普通決議とする予定である理由は、以下のとおりです。

- (i) 会社法上、新株予約権の無償割当てに株主総会の特別決議を要するものとはされていないこと
- (ii) 支配株主の異動をもたらす募集株式の発行等の場面において、株主総会決議が必要となる場合にも、その決議要件は普通決議とされていることから（会社法第 206 条の 2 第 5 項）、同様に、株式の買集めによる支配権取得においても、株主総会の普通決議によって株主の皆様のご意思を問うのが合理的であること
- (iii) 株主総会における賛成が過半数を超える場合に、当該過半数の意思を考慮しない実質的根拠がないこと
- (iv) 本プランと同種の買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当てについて争われた富士興産新株予約権無償割当差止仮処分申立事件において、東京地方裁判所の決定（東京地決令和 3 年 6 月 23 日）及び東京高等裁判所の決定（東京高決令和 3 年 8 月 10 日）のいずれも、買収防衛策に基づく新株予約権の株主無償割当ての審議に係る株主総会における決議要件として、特別決議が必要であるとはしていないこと

また、当行としましては、上記株主意思確認総会においては、公開買付者らによる議決権の行使についても、これを受け付ける予定です。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

(別添)「SBI 地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けに関する当行取締役会の意見」もご参照ください。

以上



お問い合わせ先

新生銀行 グループ IR・広報部

報道機関のみなさま：Shinsei_PR@shinseibank.com

(担当：下村、紀、伊佐)

株主・投資家のみなさま：Shinsei_IR@shinseibank.com

(担当：高田、朝間、持田)

SBI地銀ホールディングス株式会社による 当行株式に対する公開買付けに関する 当行取締役会の意見

2021年10月21日

本公開買付けに対する取締役会の意見

取締役会の意見：**反対**（但し賛同のための条件を提示）

■ 下記を理由として**反対の意見**を表明します：

- 1 本公開買付けは実質的な支配権の取得を企図していながら買付数に上限のある部分買付けであり、残存株主に不利益が生じるおそれがあること
- 2 本公開買付け価格は、プレミアムを加重平均した場合には低水準であり、また当行の本源的価値を反映した価格と考えられないこと

■ 株主の皆様におかれましては、当行の意見が変更とならない限り、**本公開買付けに応募されない**ようお願い申し上げます。

■ 但し、2021年11月19日までに、以下の条件（「賛同要件」）が満たされた場合は、当行は賛同の意見の表明をする所存です：

- 1 本公開買付けについて**買付予定数の上限のない公開買付け**とすること（又は、買付予定数の上限及び下限のない公開買付け（「第2回公開買付け」）を2022年6月8日（又は、SBIHDらとの協議の上、2022年6月8日以降の日で当行が指定する日）までに開始すること）
- 2 本公開買付け価格（第2回公開買付けが開始する場合には当該公開買付けにおける公開買付け価格を含む。）を**当行取締役会がフィナンシャル・アドバイザーの価値算定結果等に照らし当行の本源的価値を反映した価格であると評価・判断できる水準まで引き上げる**こと

■ なお、上記の賛同要件を充足させることは当行の一般株主の皆様にとって利益となることから、当行は本日以降、SBIHDらに対して当行から協議の申し入れを行う予定です。SBIHDらとの協議の結果、当行取締役会が合理的と認める場合、当行取締役会は賛同要件とは異なる条件で賛同の意見を表明する場合があります。その場合は別途公表いたします

■ 加えて、SBIHDらに下記を遵守することを公表頂くことを求めることとします：

- ✓ 当行グループの**価値観、顧客との関係及び従業員の立場を最大限尊重**すること
- ✓ SBIHDら以外の**一般株主の利益を尊重**すること

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

■ 独立社外取締役協議会の勧告の最大限の尊重

- 当行の業務執行を行う経営陣から独立した独立社外取締役5名のみをメンバーとし、独立社外監査役2名をオブザーバーとする独立社外取締役協議会を組成し、同協議会としても本公開買付けに関して評価・検討。尚、評価・検討にあたっては合計6回の会議を開催
- 同協議会は2021年10月21日付で当行へ勧告を実施

■ 独立社外取締役協議会における独立した外部専門家からの助言の取得

- 同協議会は、公開買付者ら及び当行から独立したフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーを選任し、助言を取得（プルータスからのInadequacy Opinion Letterの受領を含む）

■ 当行における独立した外部専門家からの助言の取得

- 当行は、公開買付者ら及び当行から独立したフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーを選任し、助言を取得（三菱UFJモルガン・スタンレーからのInadequacy Opinion Letterの受領を含む）

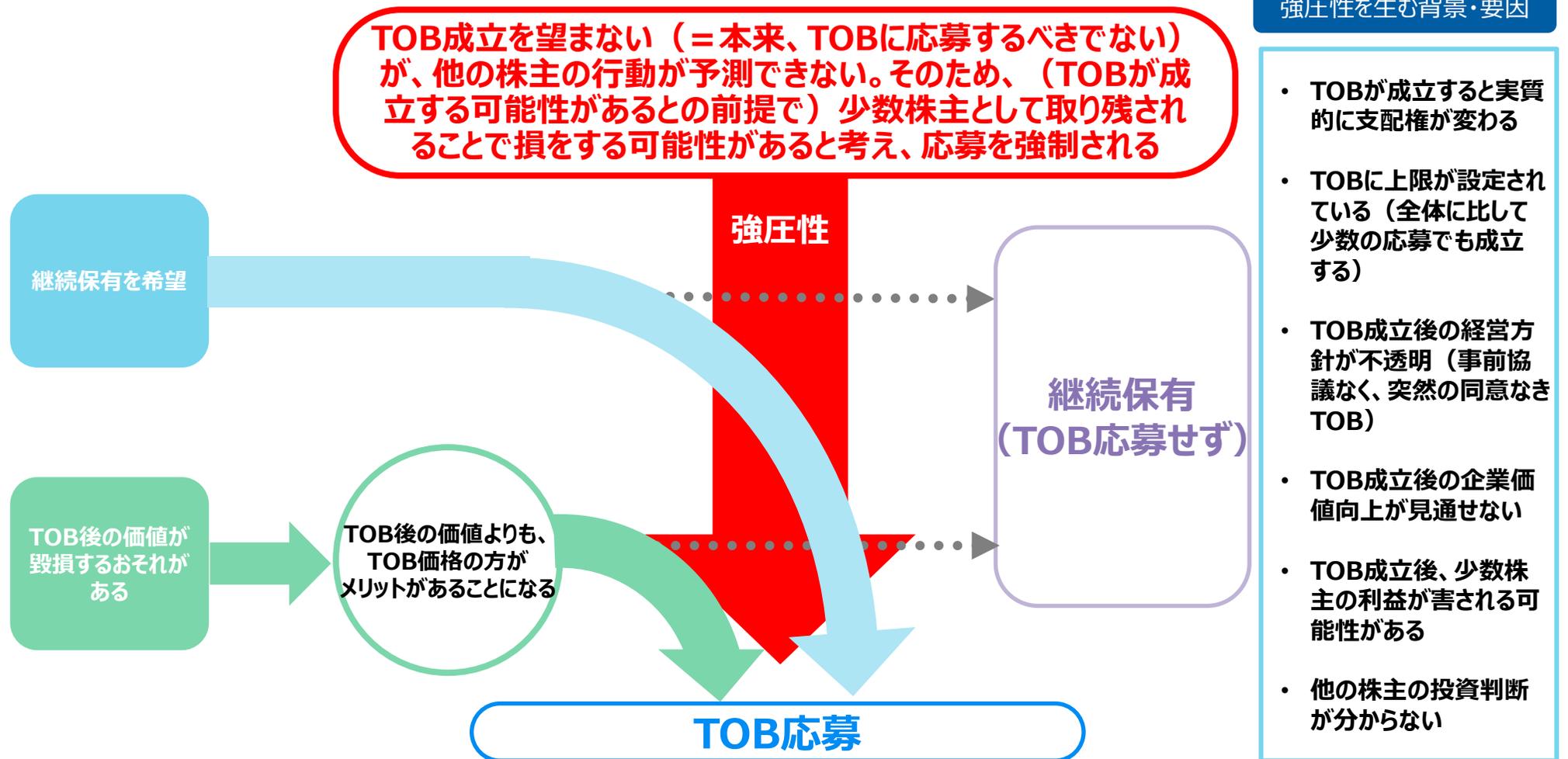
■ 取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

- 当行取締役会において、審議及び決議に参加した当行の取締役の全員一致で、本公開買付けに対して反対の意見を表明することを決議
- 当該取締役会には、当行の全ての監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことに異議がない旨の意見を表明

反対意見の理由 ①：残存株主にとって不利益な部分買付け

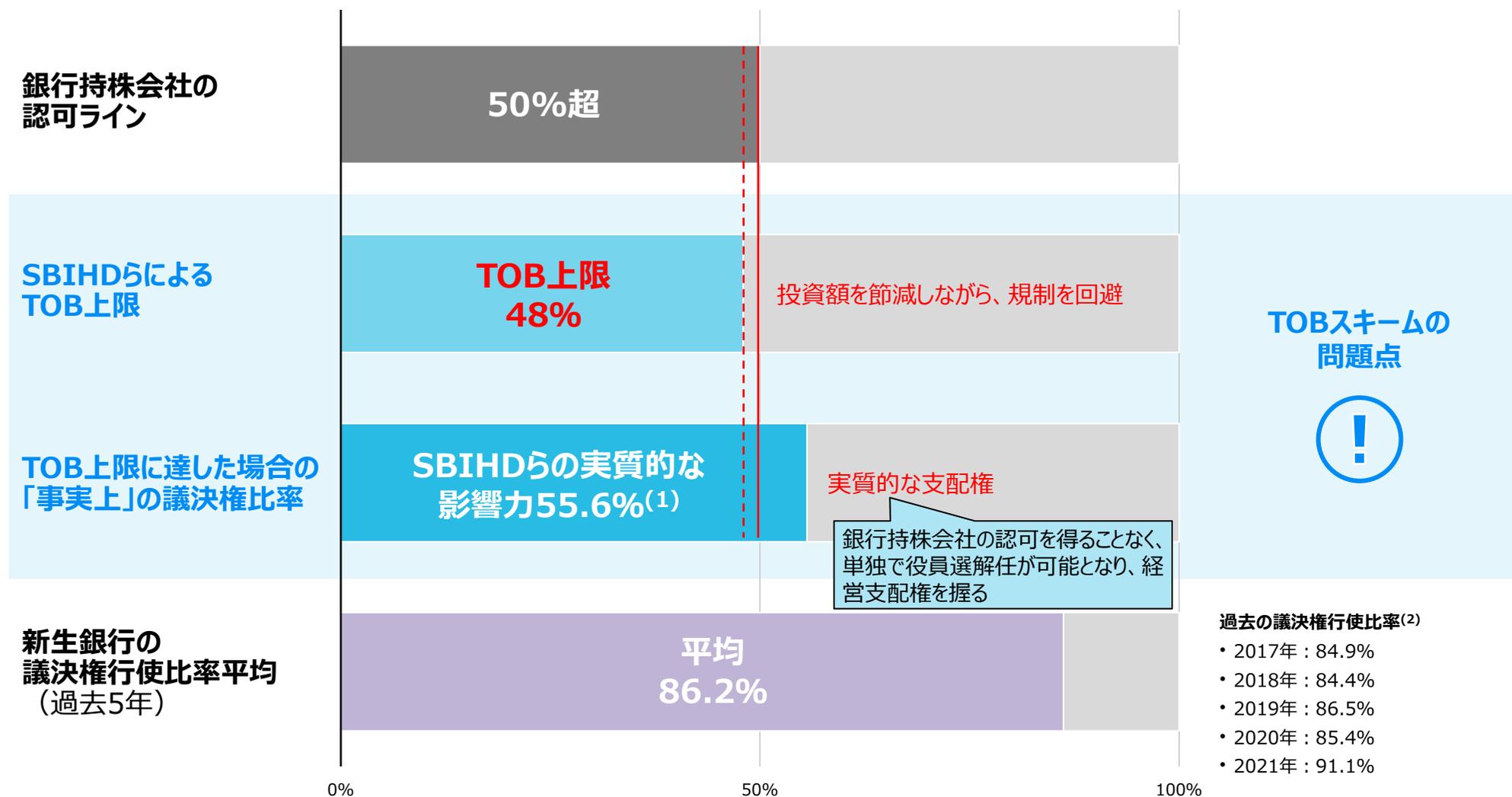
- 本公開買付けは、応募上限を超える数の株式については、**あん分比例**の方式により買付けが行われない。SBIHDらによる実質的支配権獲得が孕む一般株主にとっての不確実性を考慮すれば、**残存株主にとって不利益な部分買付け**といえる
- 本公開買付け成立を望まない一般株主も、本公開買付けに応募せざるを得ないと考える「**強圧性**」の問題あり

強圧性のメカニズム（一般株主の判断過程・投資行動）



反対意見の理由 ①：残存株主にとって不利益な部分買付け（続き）

- SBIHDらによるTOBは金融庁からの銀行持株会社の認可を受けず、投資額も節減しながら**銀行の経営権を実質支配するスキーム**



(1) 過去5年間の議決権行使比率を前提とした場合
(2) 全て定時総会

反対意見の理由 ①：残存株主にとって不利益な部分買付け（続き）

a. SBIHDらが提案するシナジーは実現可能性が高くない、又は効果が限定的であること

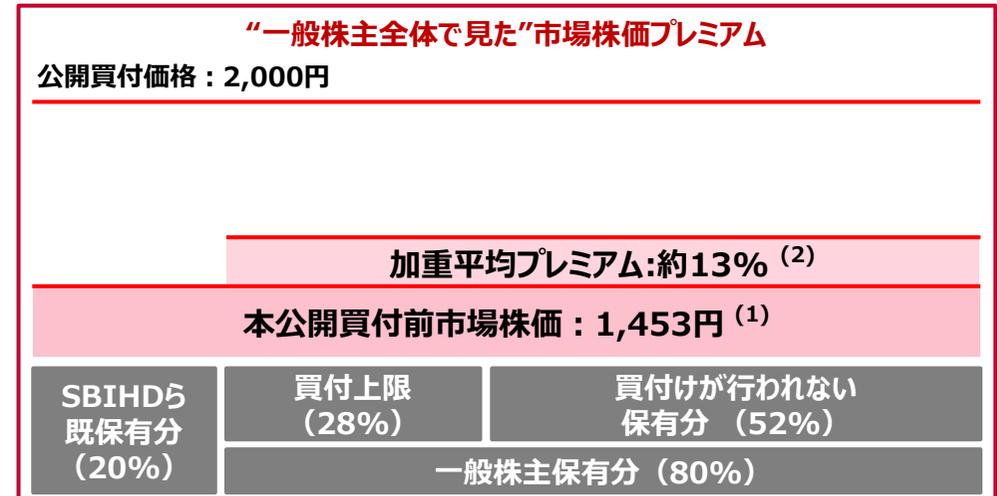
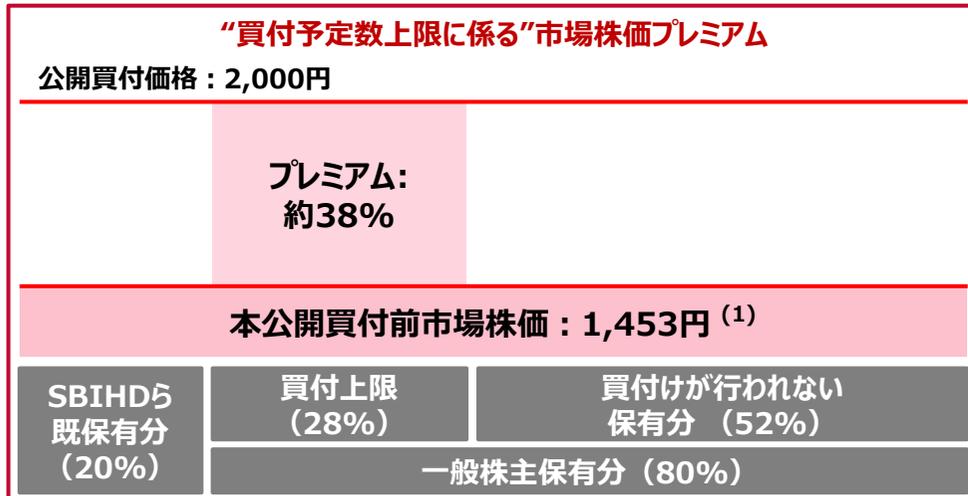
- SBIHDらは、リテール口座等の各分野においてシナジーが期待できるとしておりますが、2021年9月17日、当行は具体的なシナジー及びその実現性を問う質問を提示しました
- SBIHDらの回答は具体性及び説得性のあるものではなかったことから、SBIHDらが掲げるいずれのシナジーも実現可能性が高くない、又は効果が限定的である可能性が高いと当行は判断しております

b. SBIHDらが当行を実質支配した場合のディス・シナジーのリスク及び一般株主との利益相反への懸念が払拭できないこと

- 当行の経営に際しては、独立社外取締役及び特別委員会によって利益相反を排除すると主張するも、社外取締役の具体名は開示されておりません。また市場価格の存在しない取引に係る特別委員会の精査は牽制として不十分となるおそれがあります
- 取締役候補3名の方々は当行グループの経営を担うには業務経験が十分ではないように見受けられる方に加え、SBIHD代表者の側近と評価される方もおられ、一般株主とSBIHDらの利益が対立する場合において、一般株主の利益を犠牲にする判断を事実上せざるを得ないのではないかと疑問を感じる面もございます
- 金融商品仲介業務における業務提携に関する問題や、SBIHDらの関係先への融資・出資や高リスク案件への相乗りリスクも想定でき、いわゆるディス・シナジーのリスクや一般株主利益の毀損が発生するおそれは払拭できていないと当行は考えております。
- 但し、本（b）に関しては、当行は、その解消に向け SBIHDらと協議を行うことにより、低減することが可能と考えております

反対意見の理由 ②：本源的価値を十分反映していない公開買付価格

- a. 実質的に当行の経営を支配することが可能な数量を買付予定数の上限として設定しつつも、それに伴うコントロール・プレミアムを含む価格として十分とは言い難いこと



- 買付予定数の上限を超える数の株式については、買付が行われずに、あん分比例の方式により決済が行われることとなりますので、当行の株主の皆様が保有される全ての株式について、プレミアムでの売却が保証されているわけではありません
- 当行の試算では、SBIHDらの最大買付数（所有割合：約27.68%）に対する約37.65%のプレミアムは、SBIHDら以外の当行株主にとっての本公開買付価格に対する実質的なプレミアムに換算すると約13%に留まることとなります。なお、この実質的なプレミアムは本公開買付けの公表日の前取引日である2021年9月8日を基準日とした1ヶ月平均との比較では約14%、3ヶ月平均との比較では約13%、6ヶ月平均との比較では約9%に留まっております

(1) 本公開買付公表前日2021年9月8日の終値

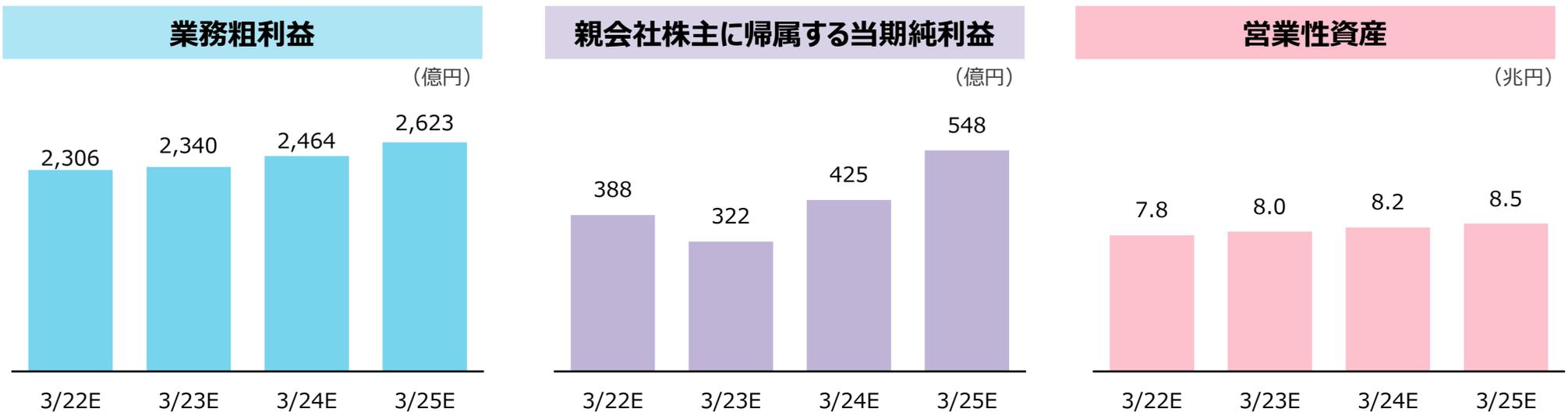
(2) 市場株価プレミアム約38%に買付上限約28%を乗じた数を、SBIHDら既保有分を除く一般株主保有分約80%で除して算出

反対意見の理由 ②：本源的価値を十分反映していない公開買付価格（続き）

b. 本公開買付価格は、当行の経営戦略の着実な遂行を反映した企業価値と比較し低すぎると言わざるを得ないこと

当行の直近の業績見込みを本公開買付価格は反映していない

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大という平時ではない事業環境及びその影響が暫く継続することを前提とし、また小口ファイナンス分野での資本・業務提携や海外買収戦略等の推進を加味せず、本公開買付けによる時間的制約の中で現時点における業績見込みを策定



- SBIHDらとは直近の業績見込みに基づくディスカッションを経ておらず、当然のことながら、本公開買付価格は最新の経営戦略が考慮された本源的価値を反映していないと史料

反対意見の理由 ②：本源的価値を十分反映していない公開買付価格（続き）

b. 本公開買付価格は、当行の経営戦略の着実な遂行を反映した企業価値と比較し低すぎると言わざるを得ないこと

バーゼルⅢ最終化対応に当たり増加を見込む、
当行の余剰資本を本公開買付価格は適正に反映していない可能性があること

■ 健全な財務体質を維持しながら事業を継続するのに必要な自己資本比率を維持した上での余剰資本が事業買収などの形で効果的に運用され、又は株主の皆様に還元されることを通じて、株主の皆様に帰属する価値として反映されるべきと思料

■ リスクアセット等の削減額： 約4,906億円

バーゼルⅢ最終化に伴うリスクアセット計測手法の高度化等に伴う2021年10月15日時点の当行試算
(2021年6月末ベース／国内基準（バーゼルⅢ）)

■ 上記に伴う余剰資本の増加額： 約507億円

※健全な財務体質を維持しながら事業を継続するのに必要な普通株等Tier 1比率として10%を想定
これらの影響は国際統一基準でも概ね同額程度

フィナンシャル・アドバイザーからのInadequacy Opinion Letterの受領

■ 本公開買付価格である1株当たり2,000円が、財務的見地から十分とは言えない旨の意見（Inadequacy Opinion Letter）を、当行は三菱UFJモルガン・スタンレーから、独立社外取締役協議会はプルータスから、それぞれ受領

企業価値最大化に資する最適な資本・業務提携の選定について

- 当行は、当行単独での企業価値向上のための経営戦略と並行して、現中期経営戦略で掲げる「価値共創」戦略の一環として中長期的な企業価値最大化に資するパートナー候補らと、繰り返し協議を重ねつつ、最適な提携先の探索、および提携方法を模索しております
- 一方、現在はSBIHDらにより、当行の本源的価値を反映していない水準の本公開買付価格で公開買付けが行われております
- かかる状況下、企業価値最大化を実現することを目的として、株主意思確認総会までの間はもちろん、本公開買付が成立しなかった場合でも、当行単独での企業価値最大化の取り組みと並行して、パートナー候補先との協議を行い、企業価値最大化に資する最適な資本・業務提携先選定に取り組む予定です

今後、資本・業務提携が想定される領域

協業分野	リテール業務 (新生銀行)	無担保ローン事業 (新生フィナンシャル)	信販・割賦・ カード事業 (アプラス)	ビジネスローン事業 (昭和リース・ アプラス)	リース事業 (昭和リース)	グループ全体
協業において 価値提供 可能な領域	<ul style="list-style-type: none">• Bankit⁽¹⁾を活用したBaaS事業• 顧客セグメント別アプローチ• 保険代理店	<ul style="list-style-type: none">• 無担保ローンに係る審査・債権回収ノウハウ• 基幹システム	<ul style="list-style-type: none">• 各種目的ローンノウハウ	<ul style="list-style-type: none">• 中小事業者20万社との取引実績に基づく設備資金金融ノウハウ• ファクタリング機能	<ul style="list-style-type: none">• 中小企業顧客のネットワーク	<ul style="list-style-type: none">• 無担保ローン事業からストラクチャードファイナンスまで幅広い金融機能• 余剰資本の活用

(1) 新生銀行グループが有する決済、為替および与信機能などの金融サービスを、カフェテリア形式で、パートナー企業に提供するプラットフォーム

今後の想定されるスケジュール

当行関係	★ 9/17: 当行による意見表明（留保） 買収防衛策の発表・質問状	★ 10/21: 当行による意見表明	★ 11/19: 賛同要件充足期日
株主意思確認 総会関係		★ 10/13: 議決権行使株主の基準日	★ 11/25: 株主意思確認総会
TOB関係	★ 9/10: SBIHDらによるTOB開始		★ 12/8: 延長後TOB期間最終日

- 本公開買付けに反対の立場であることから、本公開買付けに対する対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様がの総体的な意思を確認するための株主意思確認総会を開催することについても決議をしております
- 但し、賛同要件①及び②が、株主意思確認総会の開催日の3営業日前（2021年11月19日）までに充足される場合、当行は、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないこと、及びそれに伴い株主意思確認総会の開催を中止することとします
- なお、SBIHDらとの協議の結果、当行取締役が合理的と認める場合、当行取締役は賛同要件と異なる条件であっても株主意思確認総会の開催を中止する場合があります。その場合は別途公表いたします
- 株主意思確認総会において、株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当行取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動することはありません

企業価値向上のための戦略

A

オーガニック成長戦略：

- 銀行機能とノンバンク機能のハイブリッドなビジネスモデル
- 強みがあり且つ収益性の高い事業分野（ノンバンク：小口ファイナンス、バンク：機関投資家向けビジネス）にフォーカス
- グループ外の事業パートナーとの価値共創の取り組みによる、着実な利益計上

B

資本活用戦略：

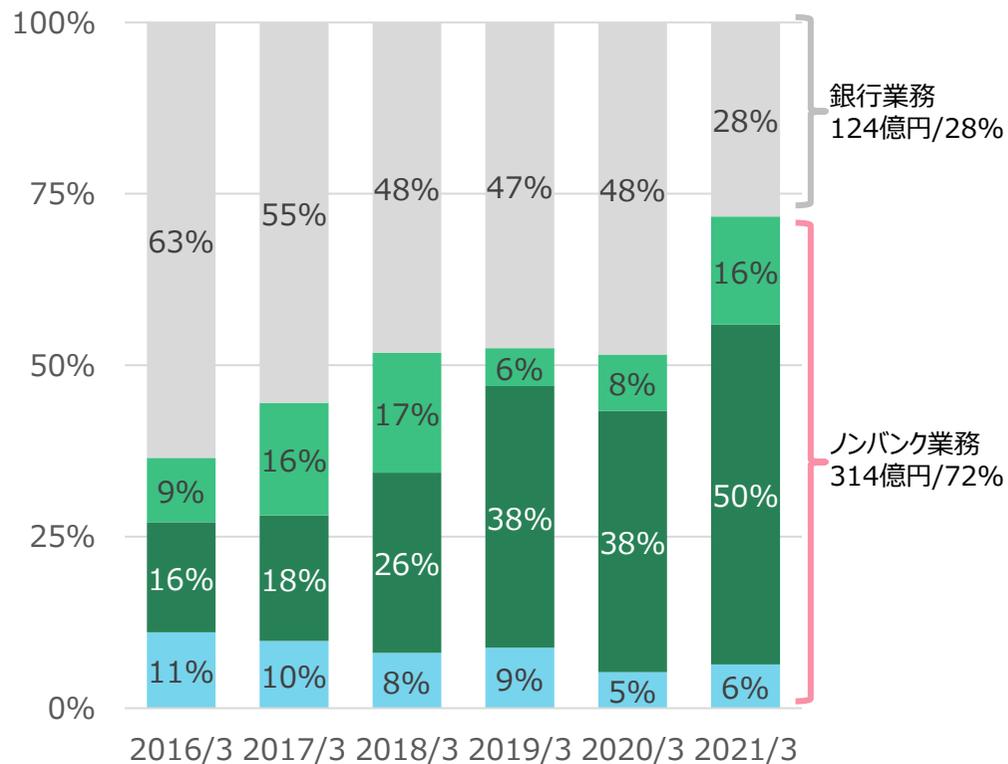
- 堅実な株主還元
- 1株あたりの純資産価値（BPS）の着実な向上
- 海外ノンバンク事業の買収、出資
- 事業戦略に即した海外ポートフォリオを構築

A ハイブリッドなビジネスポートフォリオ

- 銀行業務に加え、ノンバンク機能を併せ持つハイブリッドな総合金融グループ
- 独立性・中立性の高い総合金融グループとして、個人業務・法人業務双方において、特徴あるサービスを提供



与信関連費用加算後実質業務純益



A 小口ファイナンスと機関投資家ビジネスの利益貢献

個別戦略 個人ビジネス

注力分野 小口ファイナンス

エコシステムの構築と参画、デジタル技術やデータの活用を通じたサービス高度化

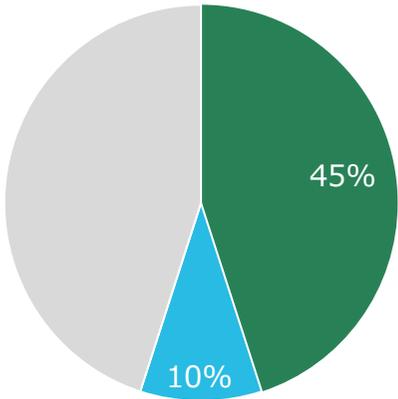
個別戦略 法人ビジネス

注力分野 機関投資家向けビジネス

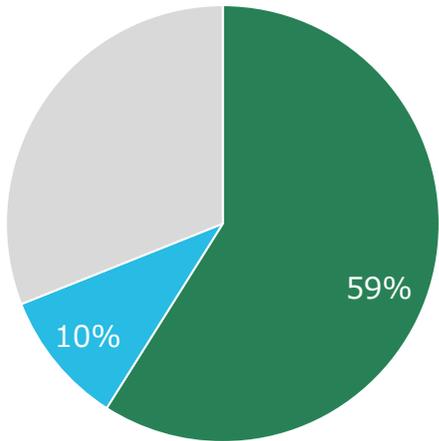
オルタナティブ投資に関するワンストップサービスを提供

注力分野の利益シェア (1)

2019年度実績



2020年度実績



■ 小口ファイナンス ■ 機関投資家ビジネス ■ その他

中期経営戦略 財務目標

小口ファイナンス

FY2018 45% → FY2021 50%

機関投資家向けビジネス

FY2018 10% → FY2021 15%

(1) 与信関連費用考慮後実質業務純益に占める割合、一時的要因を除外

A パートナーとの価値共創型ビジネスの進展

自己完結型と価値共創型ビジネスモデル



商品・サービス・ノウハウによる参画



商品・サービス・ノウハウの洗練化



価値共創の取り組みが進展

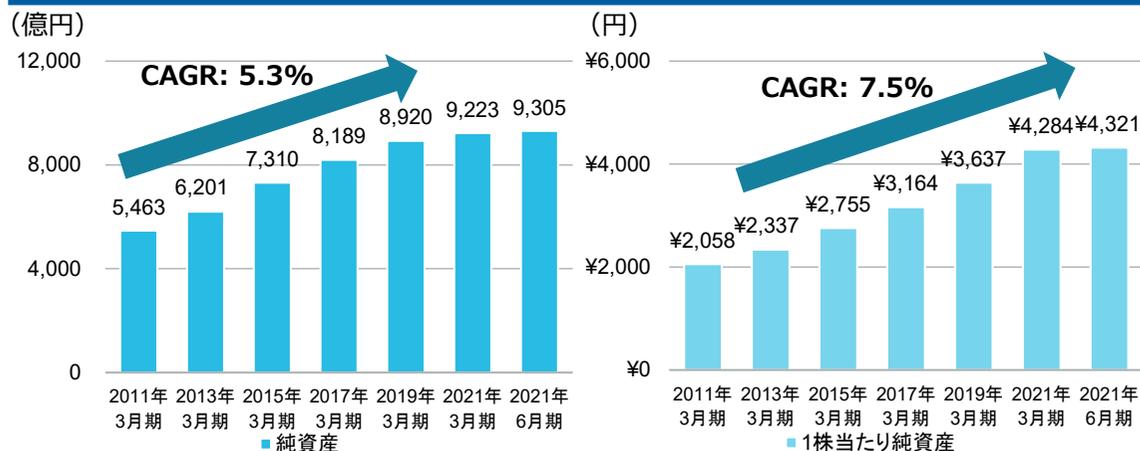
グループ外の事業パートナーとの価値共創の取り組みを積極的に進展

- 小口ファイナンス
USEN-NEXT GROUP法人のお客さま向けに金融商品を提供
- 小口ファイナンス
ファミペイユーザー向けの新たな融資サービス「FamiPayローン」に関する協業
- 小口ファイナンス
Docomoユーザー向けに融資サービス「スマートマネーレンディング」を提供
- 機関投資家向けビジネス
大和エネルギー・インフラと国内再生可能エネルギーに関するメザニンファイナンスの組成

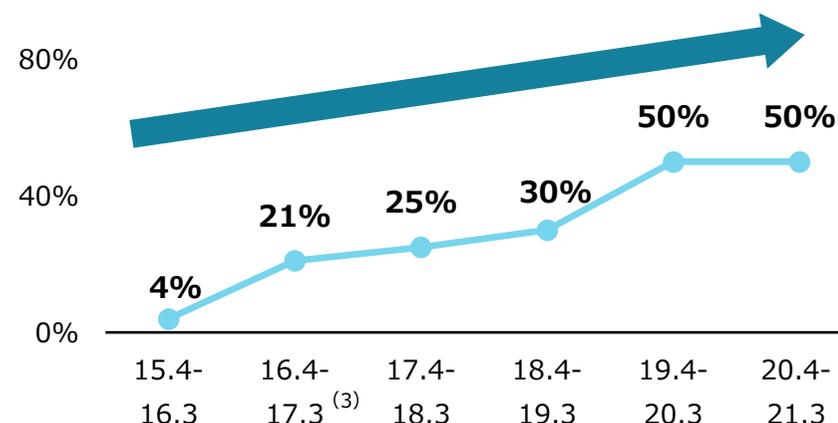
B 資本活用：株主還元の強化と事業ポートフォリオの構築の両輪

- 株主還元の強化を図りつつ、1株あたりの純資産を向上
- 株式価値の向上のため、戦略出資を積極的に実施。また、資本効率性を意識したノンコア事業の売却も判断
- 今後も潤沢な資本を活用し、戦略的な投資やパートナーとの資本提携を積極的に追求

これまでの純資産及び1株あたりの純資産の蓄積 (1) (2)



総還元性向



事業戦略に即した海外ポートフォリオを構築

インオーガニック成長戦略では、アジア・パシフィック地域における小口ファイナンスに注力

ニュージーランド

UDC Finance

最大手のノンバンクを100%子会社化

オーストラリア

Latitudeグループ

ショッピングクレジット及びコンシューマーファイナンスのリーディングカンパニーとの資本業務提携を締結

台湾

Jih Sun Financial Holding

グループにおける戦略的位置付けなどを総合的に勘案した結果、株式を譲渡

(1) 2017年10月の株式併合（10株→1株）を過年度も含めて反映

(2) 純資産及び1株当たり純資産の純資産の額は、純資産の部の合計額より新株予約権及び非支配株主持分（2015年3月期以前は少数株主持分）を控除して算出

(3) 昭和リースの完全子会社化に係る自己株式取得（20億円）を除く

公的資金返済のために必要なこと

これまでの返済ストラクチャーの検討過程：

- 株主平等原則を遵守
- 返済原資の資本を蓄積するための経営健全化計画を遵守
- 上記原則の下、数々の投資銀行、弁護士とも協議
- 「ウルトラC」はなく、**企業価値向上・株価向上しかない**

公的資金返済のための
課題の本質を踏まえた、
公的資金返済のために必要なこと

- ✔ 企業価値を高めること
- ✔ 株価を改善すること

上記は、株主の共同の利益でもある

オーガニック成長戦略：

- ハイブリッドなビジネスモデル
- 強みがあり且つ収益性の高い事業分野にフォーカス
- 価値共創の取り組みによる、着実な利益計上

資本活用戦略：

- 堅実な株主還元
- BPSの着実な向上
- 海外ノンバンク事業の買収・出資
- 海外ポートフォリオの構築

- 要返済額とされる3,490億円に対し、連結純資産は2011年3月期の5,463億円から、2021年6月期には9,305億円に達し、返済原資の蓄積は順調に進む

- 1株あたり純資産についても、これまでの株主還元効果もあり、純資産の積み上げ以上に加速

上記を牽引する経営基盤

株主の共同の利益を重視し、経営戦略の策定、業務執行の監督を遂行するコーポレートガバナンス

(ご参考) 公的資金の概要

公的資金注入の概要

- 1998年3月、金融機能安定化措置法案に基づく金融危機管理審査委員会の決定により、公的資金が優先株式により注入（預金保険機構、整理回収機構が優先株を取得）
- 同年10月、経営破綻が認定され、日本国政府により、特別公的管理銀行として一時国有化

公的資金の一部返済

- 2006年8月に優先株式6億株のうち3億株について、政府からの取得請求により普通株式を交付し、同普通株式の大部分を当行が現金で買戻すことにより（一部は他の投資家が購入）公的資金の一部返済を実施

優先株式から普通株式への転換

- 一部返済後、その他の優先株式は普通株式への転換期限を迎え、2008年3月には、注入された公的資金の残余额の全てが普通株式に転換

公的資金返済のための課題の本質

- 公的資金返済のためには約3,490億円を返済すればいいということではない
- 公的資金返済上、優先株式とは異なり、普通株式においては全ての普通株主を平等に扱わなければならない
= 「株主平等原則」
- 優先株式のままであれば、優先株式だけを買戻すことにより国に対して約3,490億円を返済すればよい
- しかし普通株式に転換された結果、21.79%の国の持分価値を約3,490億円にするためには、他の全ての普通株主の1株当たり価値を同様に上げる必要があり、実質的に公的資金返済のために必要な株主資本の額は合計約 1.6 兆円

株式の変遷

2000年 優先株式による資本注入
および優先株式の一部無償減資
2003年 普通株式2株を1株に併合減資

2006年 公的資金を一部返済/
自己株式を消却
2007年 優先株式を普通株式に転換
2008年 第三者割当増資による新株式の発行/
優先株式を普通株式に転換

2011年 海外募集による新株式の発行
2016年 自己株式の取得
2017年 自己株式の取得/普通株式10株を1株に併合

2018年 自己株式の取得と消却
2019年 主要株主による
株式売出
/自己株式の取得
2020年 自己株式の取得

企業価値向上のための戦略を牽引する コーポレートガバナンス

株主総会において高い賛成割合で選任された取締役

- 5名の豊富な経験および高い専門知識を有する独立社外取締役が、中立的かつ客観的な立場から意見を述べ、業務執行取締役に対する監督・助言機能を果たす

#	氏名	役職名	賛成割合			独立社外 取締役 (5/7)	独立社外取締役スキル・経験			
			2019	2020	2021 (SBIHD 5分除く)		経営実務	金融実務	関連領域実務	経営・金融・IT・ デジタル
1	工藤 英之	取締役会 議長	92.0%	99.0%	98.0%					
2	平沢 晃	取締役			99.4%					
3	アーネスト M. 比嘉	独立社外 取締役	91.3%	99.9%	99.4%	✓	● 企業経営、 他社取締役		● 消費者向け事業	
4	榎原 純	独立社外 取締役	93.6%	99.9%	96.3%	✓	● 他社取締役	● DF ⁽¹⁾ 、EI ⁽²⁾		
5	村山 利栄	独立社外 取締役	93.7%	99.9%	99.4%	✓	● 他社取締役	● DF ⁽¹⁾ 、EI ⁽²⁾ ・ リスク管理	● 不動産関連事業	
6	佐々木 裕子	独立社外 取締役			99.9%	✓	● ベンチャー企業 経営		● ヘルスケア・ 高齢者向け事業	● コンサル・学識・ 関連行政
7	富村 隆一	独立社外 取締役	93.6%	94.1%	94.4%	✓	● 企業経営、 他社取締役	● EI ⁽²⁾		● IT・デジタル、 コンサル・学識・ 行政

- ✓ 株主の利益保護の観点から、上記社外取締役5名による「独立社外取締役協議会」を組成
- ✓ 同協議会は、独立社外監査役2名、取締役会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザーおよびリーガル・アドバイザー）とともに、SBIHDらによる提案内容及び買収防衛策を精査

(1) デットファイナンス
(2) エクイティインベストメント

株主に選任された取締役が、経営戦略の策定、業務執行の監督を遂行

■ 取締役会の構成

業務執行取締役 工藤 英之
平沢 晃

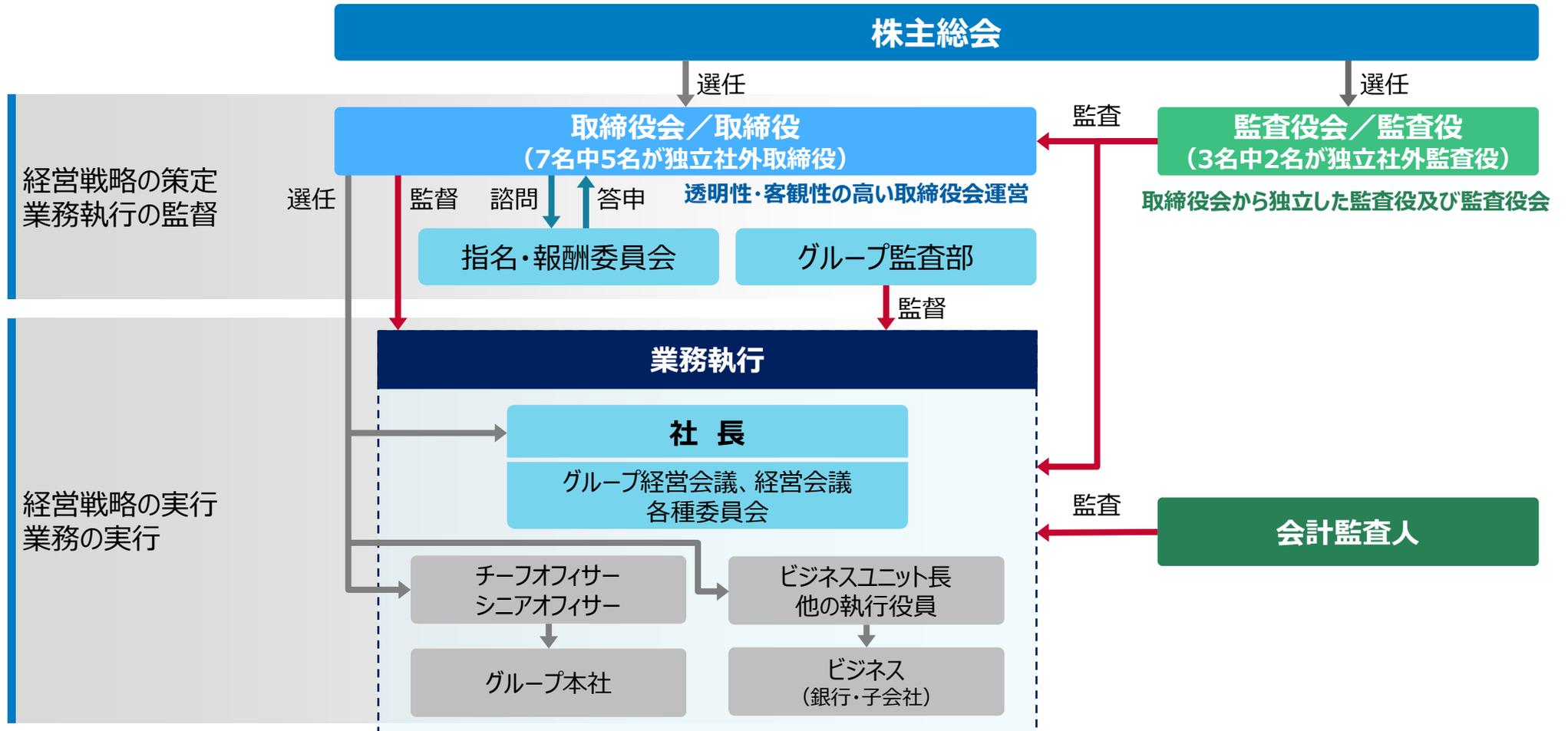
独立社外取締役 アーネスト M. 比嘉
榎原 純

村山 利栄 富村 隆一
佐々木 裕子

■ 監査役会の構成

常勤監査役 永田 信哉

独立社外監査役 赤松 育子
金野 志保



2021年9月30日時点

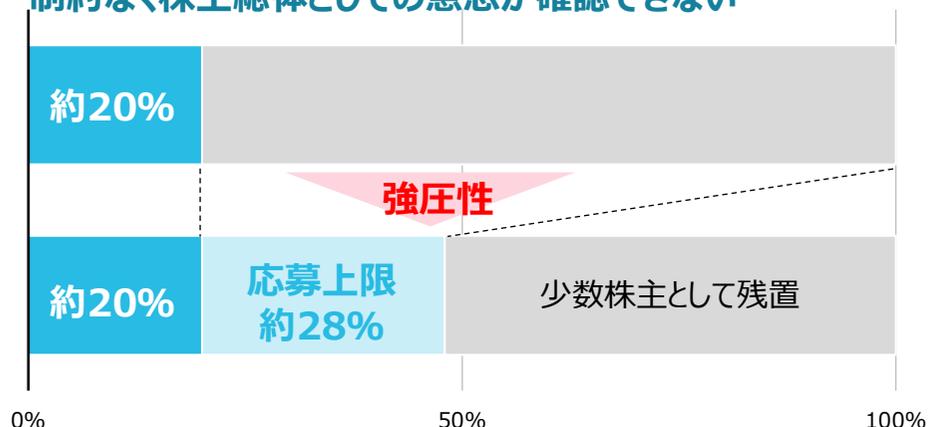
Appendix: 買収防衛策の概要

株主意思確認を必須前提とする買収防衛策

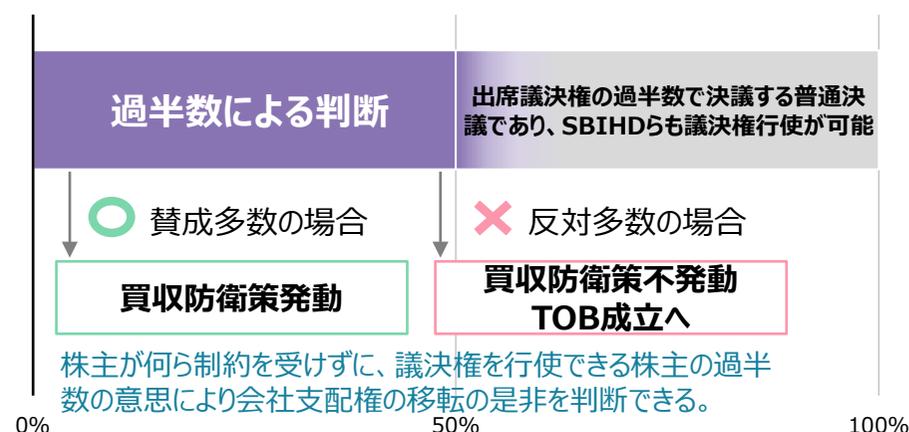
■ 本公開買付けの問題点と買収防衛策の概要

- 事前協議なく突然開始された本公開買付けへの応募の判断だけでは、「強圧性」や「48%取得で実質支配」の問題がある中、十分な情報や検討時間が確保できないなどの制約の中で、全体に比して少数の株主（28%）の応募により、会社の支配権の実質的な移転が確定してしまう ⇒ **株主の意思確認が可能となる買収防衛策の必要性**
- 本買収防衛策は、**株主意思確認を必須前提**とし、**株主が公開買付けの是非を何ら制約なく判断することを可能とする**

TOBへの応募・不応募だと
制約なく株主総体としての意思が確認できない



株主意思確認総会（買収防衛策発動）

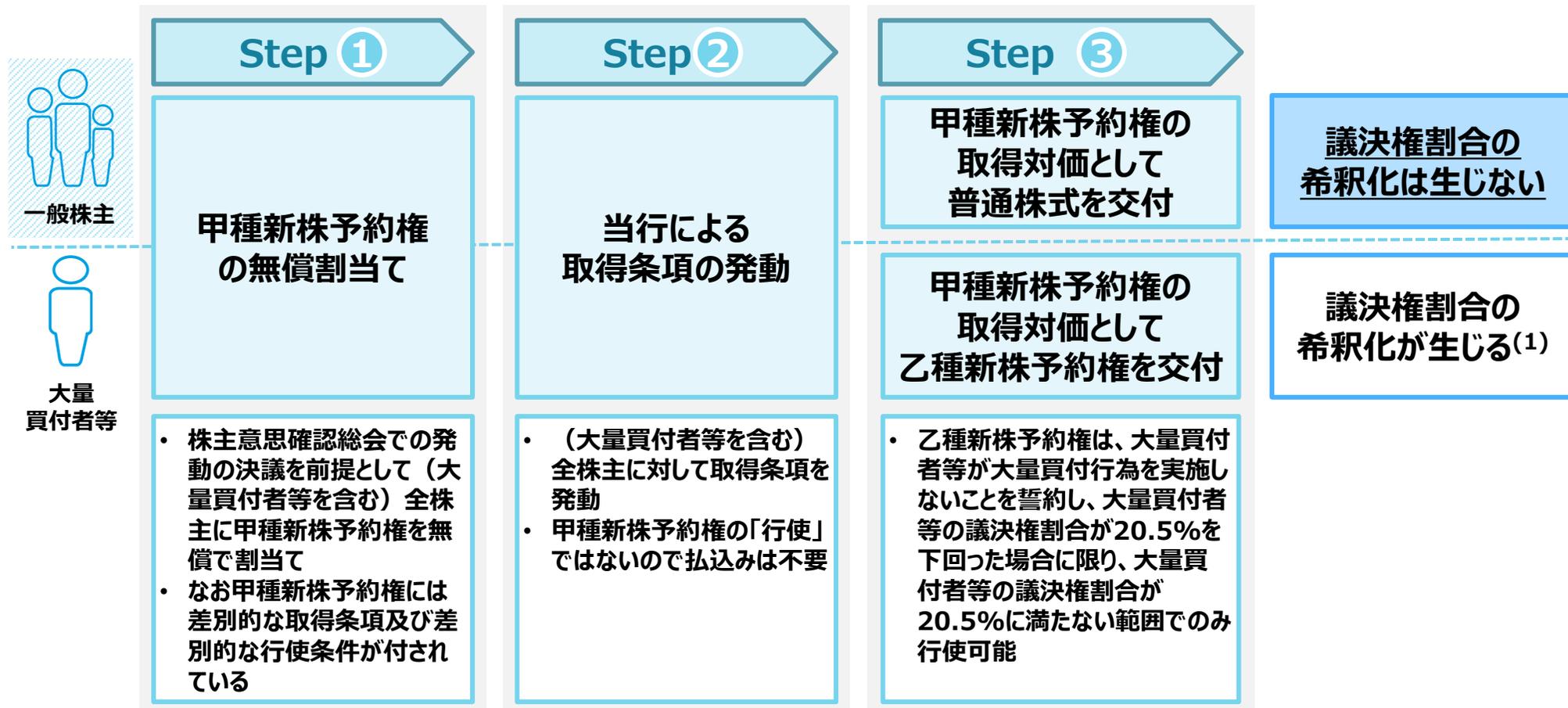


【従来型の買収防衛策との違い】

#	防衛策の類型	防衛策導入の決議	対抗措置の発動
1	事前警告型	株主総会	取締役会、または、株主総会で決議
2	従来の有事導入型	取締役会	(場合によっては) 取締役会のみで実施
3	少数株主保護プロトコル (有事導入型)	取締役会	新生銀行は、必ず株主総会で承認 (株主意思確認総会を経ないと、対抗措置発動の可否を決定できない)

対抗措置発動の各種ステップ

- 一般株主と大量買付者等とで行使条件及び取得条項が異なる甲種新株予約権の、全株主への無償割当てを行います。その後、全株主に対して取得条項を発動し、一般株主には普通株式、大量買付者等には乙種新株予約権を対価として交付します
- 結果として一般株主には普通株式が交付されますが、大量買付者等には行使に一定の制約が付された乙種新株予約権が交付される為、大量買付者等の保有する当行の議決権が希釈化します



(1) 乙種新株予約権は、大量買付者等が大量買付行為を実施しないことを誓約し、大量買付者等の議決権割合が20.5%を下回った場合に限り、大量買付者等の議決権割合が20.5%に満たない範囲でのみ行使可能となるため、大量買付者等が権利行使を行う場合には、大量買付者等の議決権割合が20.5%近くまで戻る可能性があります

Appendix: 議決権行使助言会社の形式審査基準

本プランの高い合理性

- 当行の有事導入型買収防衛策（本プラン）は、株主意思確認を必須前提としていることに加え、議決権行使助言会社の第一段階の形式審査基準を何れも充足する合理性の高い仕組みであり、株主の皆様の意思を最大限尊重したもの

ISS（第1段階：形式審査）(1)

買収防衛策導入に反対を推奨しない場合の第一段階形式審査基準	当行の充足状況	
総会後の取締役会に占める出席率に問題のない独立社外取締役が1/3以上である	✓	取締役会7名のうち、5名が独立社外取締役（全ての独立社外取締役がISSの出席率基準を充足）
総会後の取締役会に占める出席率に問題のない独立社外取締役が2名以上である	✓	
取締役の任期が1年である	✓	取締役の任期は1年
特別委員会の委員全員が出席率に問題のないISSの独立性基準を満たす社外取締役もしくは社外監査役である	✓	独立社外取締役協議会は当行独立社外取締役のみで構成されており、オブザーバーも当行独立社外監査役
買収防衛策の発動水準が20%以上である	✓	本プランにおいて対象とする大量買付行為は、議決権割合を20%以上とすることを目的とする買付行為
有効期限が3年以内である	✓	本プランの有効期間は、2022年開催の当行定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時まで
総継続期間が3年以内である	✓	本プランの導入は2021年9月
他に防衛策として機能しうるものがない	✓	本プラン以外に買収防衛策の導入は行っていない
株主が買収防衛策の詳細を検討した上で、経営陣に質問する時間を与えるために、招集通知が総会の4週間前までに証券取引所のウェブサイトに掲載されている	✓	臨時株主総会開催の4週間前までに、速やかに招集通知をウェブ掲載する予定

(1) 議決権行使助言会社であるISSの「2021年版 日本向け議決権行使助言基準」の13. 買収防衛策（ポイズンピル）に基づく（第2段階として個別審査あり、また経営権の争いがある場合は個別判断を行う）

本プランの高い合理性（続き）

グラスルイス（1）

買収防衛策導入に反対を推奨しない場合の第一段階形式審査基準	当行の充足状況	
買収防衛策の導入と更新に株主承認が必要である	(✓)	本プランの導入は取締役会決議で行ったが、発動には株主承認を必須としている
買収防衛策の有効期限が、3年以内である	✓	本プランの有効期間は、2022年開催の当行定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時まで
大規模と判断される買付の基準値は、20%以上である	✓	本プランにおいて対象とする大量買付行為は、議決権割合を20%以上とすることを目的とする買付行為
取締役会の独立性が過半数を超えている	✓	取締役会7名のうち、5名が独立社外取締役
独立した第三者委員会によって、買収防衛策の運営が監視される	✓	独立社外取締役協議会は当行独立社外取締役のみで構成されており、オブザーバーも当行独立社外監査役
提出が必要な情報の量、種類、及び提出期限などの要件が合理的である	✓	本プランの要件は合理的な水準である
株主の承認によって買収防衛策の廃止が可能である	✓	本プランは株主承認によって廃止が可能
買付内容の検討や買付者との交渉などの検討期間が最大120日間以内である（当初の検討期間は90日間以内である）	✓	取締役会評価期間は35日間である
不合理な例外条項がない場合	✓	本プランには不合理な例外条項なし
買付側に金銭的な支援を許可する条項がない場合	✓	本プランには買付側に金銭的な支援を許可する条項もなし
取締役会として、買収防衛策の濫用、重過失、及び株主利益に係る著しい義務違反に係る証拠が認められない	✓	取締役会は、株主総会において高い賛成割合で選任された人員で構成されており、財務及びリーガルアドバイザーから適切に助言を受けている

(1) 議決権行使助言会社であるグラスルイスの「2021 PROXY PAPER GUIDELINES」の「買収防衛策に関する考え方」に基づく

Appendix: よくあるご質問

1. 株主として、どう行動すればよいか？

- 株主の皆様におかれましては、当行の意見が変更とならない限り、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げます

2. 買収防衛策が発動されたら、今持っている株の価値が下がるのか？

- 大量買付者等以外の株主の皆様に対して当行株式が交付される為、結果的に保有する当行株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、その分保有する株式数が増加する為、保有する当行株式全体の価値は下がりにません

3. 新株予約権を受け取るための手続きや費用はあるか？

- 手続きについては、株主意思確認総会で付議する議案の一部としてご案内していますので、招集通知をご覧ください
- 新株予約権を受け取るための費用は発生しません

4. 何故新株予約権交付のあとにそれを取得して株式を交付するのではなくシンプルにはじめから株式の交付を行わないのか

- 株主共同の利益を毀損する大量買付者以外を選別して株式を交付することは株主平等の原則からして難しい
- 企業価値の毀損の恐れがある場合に、新株予約権を活用して買収防衛策を発動することは過去の事例においても認められている

5. 今後、本公開買付けが撤回された場合、既存株主に何らかの影響は生じるのか？

- 本公開買付けが撤回された場合、対抗措置は発動されません
- そもそも、対抗措置を発動したとしても、大量買付者等以外の株主の皆様に対して当行株式が交付される為、結果的に保有する当行株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、その分保有する株式数が増加する為、保有する当行株式全体の価値の希釈化は生じません

免責条項

- 本資料に含まれる当行グループの中期経営戦略その他の当行の企業価値向上のための戦略には、当行グループの財務状況及び将来の業績に関する当行グループ経営者の判断及び現時点の予測について、将来の予測に関する記載が含まれています。こうした記載は当行グループの現時点における将来事項の予測を反映したものです。かかる将来事項はリスクや不確実性を内包し、また一定の前提に基づくものです。かかるリスクや不確実要素が現実化した場合、あるいは前提事項に誤りがあった場合、当行グループの業績等は現時点で予測しているものから大きく乖離する可能性があります。こうした潜在的リスクには、当行グループの有価証券報告書に記載されたリスク情報が含まれます。将来の予測に関する記載に全面的に依拠されることのないようご注意ください。
- 別段の記載がない限り、本資料に記載されている財務データは日本において一般に公正妥当と認められている会計原則に従って表示されています。当行グループは、将来の事象などの発生にかかわらず、必ずしも今後の見通しに関する発表を修正するとは限りません。尚、特別な注記がない場合、財務データは連結ベースで表示しております。
- 当行グループ以外の金融機関とその子会社に関する情報は、一般に公知の情報に依拠しています。
- 本資料はいかなる有価証券の申込みもしくは購入の案内、あるいは勧誘を含むものではなく、本資料および本資料に含まれる内容のいずれも、いかなる契約、義務の根拠となり得るものではありません。

